

第22回 岐阜県トラック輸送における取引環境・ 労働時間改善地方協議会

日 時：令和7年8月26日（火）14時00分～15時30分
場 所：一般社団法人岐阜県トラック協会 会議室
岐阜市日置江2648番地の2（岐阜県自動車会館3階）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶（岐阜労働局労働基準部長）

3. 議 題

（1）行政の物流対策について【資料1】

（2）トラック運転者の働き方改革に向けた厚生労働省の取組について【資料2】

（3）令和7年度の協議会の取組について【資料3】

4. 挨 拶（中部運輸局自動車交通部次長）

5. 閉 会

【配布資料】

- ・議事次第
- ・「岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」について（規約）
- ・岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会委員名簿
- ・第22回 岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 出席者名簿
- ・第22回 岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 配席図
- ・資料1：行政の物流対策について（中部運輸局）
- ・資料2：トラック運転者の働き方改革に向けた厚生労働省の取組（岐阜労働局）
- ・資料3：令和7年度の協議会の取組について（岐阜運輸支局）

「岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」 について（規約）

（名称）

第1条 本協議会は、「岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

（組織）

第3条 協議会は、学識経験者、労働団体、経済団体、荷主、トラック運送事業者団体、トラック運送事業者、行政機関等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2. 協議会には、委員の互選により座長を置く。

3. 座長は、議事その他の会務を統括する。

（協議会及び活動事項）

第4条 協議会は目的達成のため次の活動を行う。

（1）岐阜県におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること

（2）岐阜県におけるトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること

（3）その他

（協議会）

第5条 協議会は、必要に応じて座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

3. 協議会は公開を原則とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。

（ワーキンググループ）

第6条 協議会には、第4条（協議会及び活動事項）に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置くことができる。

2. WGは、座長が指名した委員等により構成する。

（他の地方協議会との連携）

第7条 協議会の運営にあたっては、中部地区（愛知県、静岡県、三重県、福井県）の他の地方協議会と連携し、この調整は中部運輸局が行うものとする。

(事務局)

第8条 協議会の運営に関する事務は、岐阜労働局、岐阜運輸支局、岐阜県トラック協会が共同で行うものとする。

(その他)

第9条 これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成27年8月3日から施行する。

岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

土井 義夫	朝日大学大学院経営学研究科 教授
加藤 剛	岐阜県商工会議所連合会 専務理事
安藤 正弘	一般社団法人岐阜県経営者協会 専務理事
高橋 義信	一般社団法人岐阜県経済同友会 専務理事
上口 隆一	株式会社バローホールディングス 流通技術本部 物流部長
会津 彰太	カヤバ株式会社 生産管理部 部長
三橋 浩司	カヤバ株式会社 生産企画部 部長
板谷 和也	日本労働組合総連合会岐阜県連合会 副会長
高橋 英彦	全日本運輸産業労働組合岐阜県連合会 執行委員長
田口 利寿	一般社団法人岐阜県トラック協会 副会長
	西濃運輸株式会社 相談役
清水 豊太郎	清水産業有限会社 代表取締役会長
中嶋 孝典	有限会社岐阜通運 代表取締役
大野 健治	ハートランス株式会社 代表取締役
原田 浩一	岐阜労働局長
中村 広樹	中部運輸局長
加藤 彦徳	岐阜運輸支局長

オブザーバー

藤井 隆史	中部経済産業局 産業部 流通・サービス産業課 課長
佐々木 隆行	東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課 課長

第22回 岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 出席者名簿

(敬称略)

	組織名	役職	委員名
1	朝日大学大学院	経営学研究科教授	土井 義夫
2	岐阜県商工会議所連合会	専務理事	加藤 剛
3	一般社団法人岐阜県経営者協会	専務理事	安藤 正弘
4	一般社団法人岐阜県経済同友会	専務理事	高橋 義信
5	株式会社バローホールディングス	流通技術本部 物流部長	上口 隆一
6	カヤバ株式会社	生産管理部 部長	会津 彰太
		生産企画部 部長	三橋 浩司
7	日本労働組合総連合会 岐阜県連合会	副会長	板谷 和也
8	全日本運輸産業労働組合 岐阜県連合会	執行委員長	高橋 英彦
9	一般社団法人岐阜県トラック協会 西濃運輸株式会社	副会長 相談役	田口 利寿
10	清水産業有限会社	代表取締役会長	清水 豊太郎
11	有限会社岐阜通運	代表取締役	中嶋 孝典
12	ハートランス株式会社	代表取締役	大野 健治
13	岐阜労働局	局長	原田 浩一
14	中部運輸局	局長	中村 広樹
15	岐阜運輸支局	支局長	加藤 彦徳

欠席

欠席

代理出席者 役職	出席者名	随行者名
		渡邊 亘
		臼井 靖彦 高橋 正樹 田中 義人 (事務局)
		森本 十吾
労働基準部 部長	上田 敦郎	米山 宏治 國江 尚弘 (事務局)
自動車交通部 次長	小出 和仁	神戸 英至
		大石 悟 森 大樹 (事務局)

オブザーバー

中部経済産業局	産業部 流通・サービス産業課 課長	藤井 隆史
東海農政局	経営・事業支援部 食品企業課 課長	佐々木 隆行

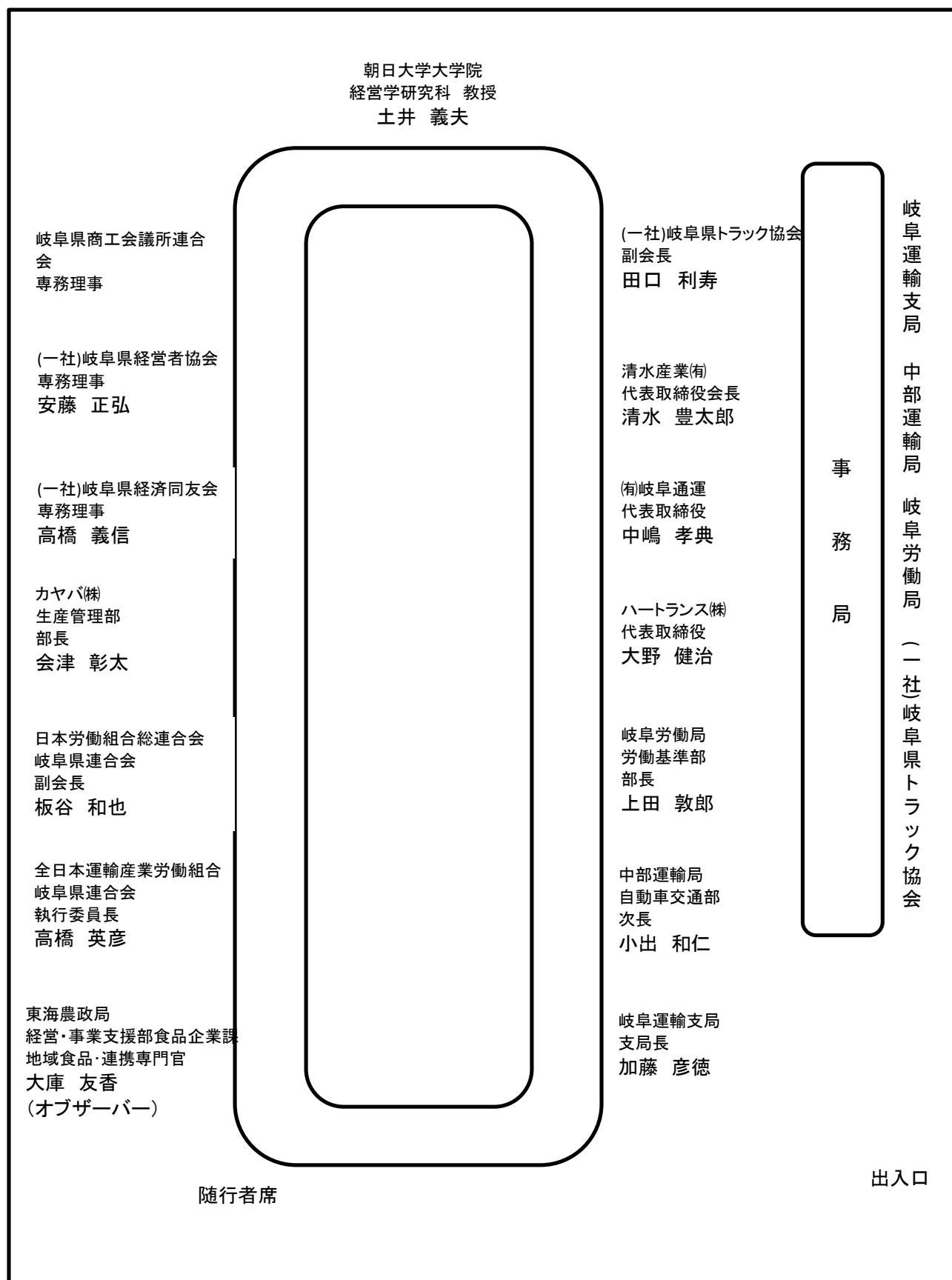
欠席

代理出席

経営・事業支援部 食品企業課 地域 食品・連携専門官	大庫 友香	片桐 実玲

第22回 岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 配席図

(一社)岐阜県トラック協会 会議室
(順不同・敬称略)



行政の物流対策について

令和7年8月26日

中部運輸局自動車交通部貨物課

- ・2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- ・物流改正法について
- ・トラック適正化二法、下請法等について

政府における「物流2024年問題」への対応

2018年

6月 「働き方改革関連法」成立（※労働基準法の改正）

12月 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立
（※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を創設（2024年3月末までの時限措置））

2020年

4月 「標準的運賃」を告示

2023年

6月 関係閣僚会議において「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定
貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立
（※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を「当分の間」延長）

7月 「トラックGメン」創設

9月 岸田総理と中小トラック事業者等との「車座対話」を実施

10月 関係閣僚会議において「物流革新緊急パッケージ」を策定
（6月の政策パッケージのうち緊急に取り組むべき事項を具体化）

11月 政府において総合経済対策・補正予算案を決定

2024年

2月 政府において物流法案の閣議決定、国会提出
関係閣僚会議において「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定

3月 新たな「標準的運賃」を告示

自動車運送業分野（トラック・バス・タクシー）の特定技能制度の対象分野への追加を閣議決定

4月 「働き方改革関連法」の施行（※トラックドライバーにも時間外労働時間上限規制が適用）

物流改正法成立

5月 物流改正法公布

11月 「トラック・物流Gメン」に改組、「Gメン調査員」の新設

2025年

4月 物流改正法の施行（※一部は2026年4月から施行）

5月 下請法・下請振興法改正法成立（※2026年1月施行、ただし一部は公布日から施行）

6月 トラック適正化二法 成立



我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議
(2023.3.31)

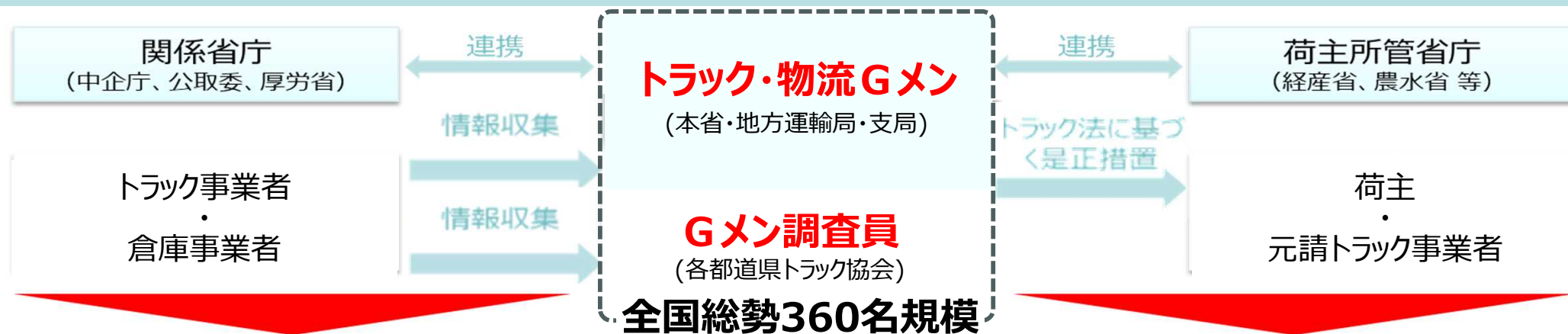


総理と中小トラック事業者等との車座対話
(2023.9.28)



物流革新・賃上げに関する意見交換会
(2024.2.16)

トラック・物流Gメンが、Gメン調査員とともに荷主・元請事業者への監視・指導を強化



トラック・物流Gメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し
情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」
制度※の**執行力を強化**（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

「プッシュ型情報収集」

① ヒアリング（訪問・電話）

違反原因行為の疑いのある荷主情報の積極的収集

② 荷主等パトロール（現場の状況確認、周知・指導）

違反原因行為をしている疑いのある荷主等の支店、荷捌き場周辺など

③ フォローアップ調査（パトロール時に実施）

- ・ 情報提供元への事実確認・深堀り
- ・ 「働きかけ」、「要請」実施済荷主の再度の違反原因行為の疑い等確認

「是正指導」

疑いのある荷主へ連絡
（荷主の本社・営業所へ連絡）

働きかけ

文書送付

要 請

ヒアリング実施
（関係省庁も同席）



- ✓ 支店等への違反原因行為の事実確認
- ✓ 国への報告書作成
- ✓ 社内調整 等

- ✓ 違反原因行為の事実確認
- ✓ 改善計画の作成、早急な取組の実施を指示
- ✓ その後のFU 等

貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけ等

国交省HPの意見募集窓口、地方運輸局からの連絡、適正化事業実施機関との連携等により、国交省において端緒情報を収集。事実関係を確認の上、荷主関係省庁と連携して対応。

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

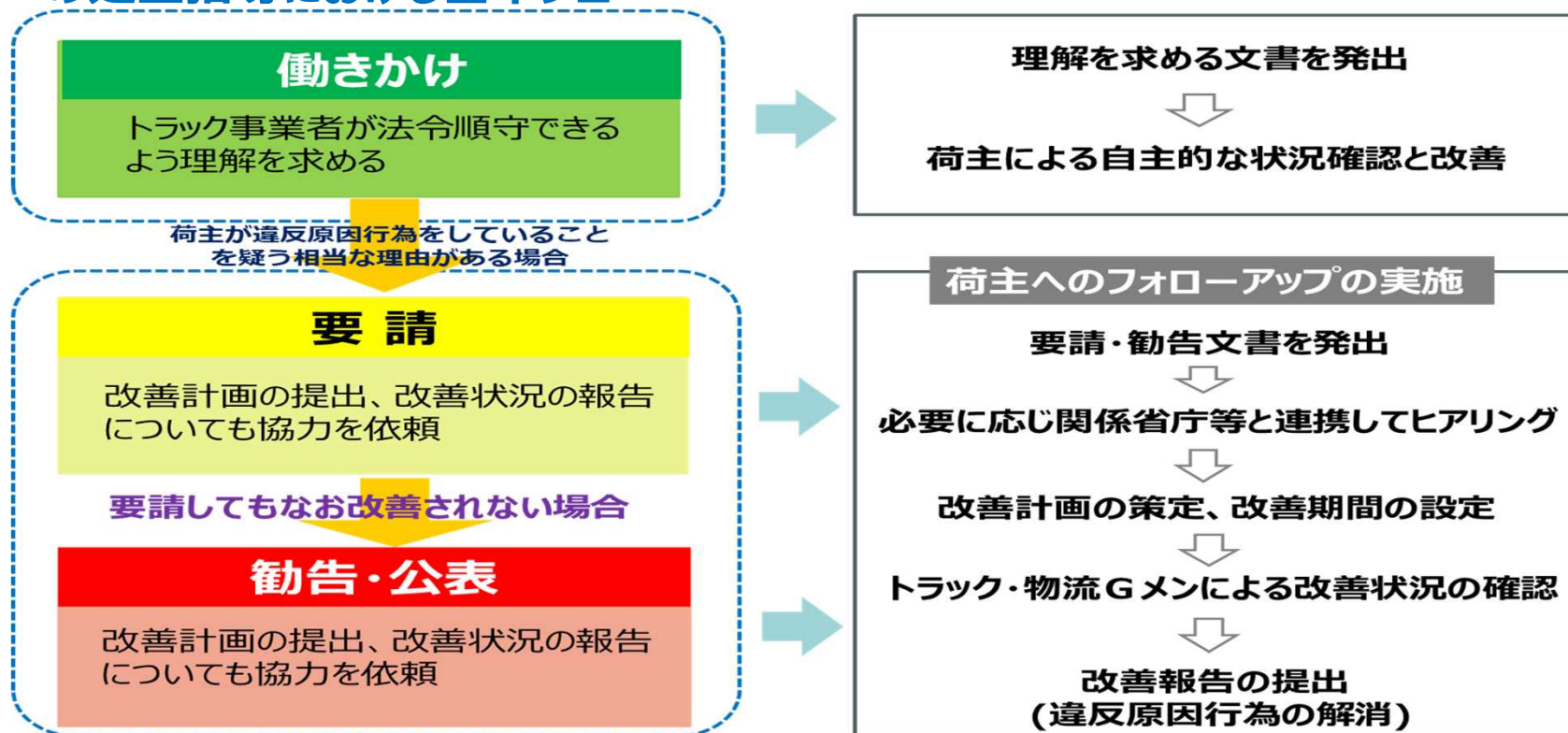
要 請

要請してもなお改善
されない場合

勧告・公表

※ 荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

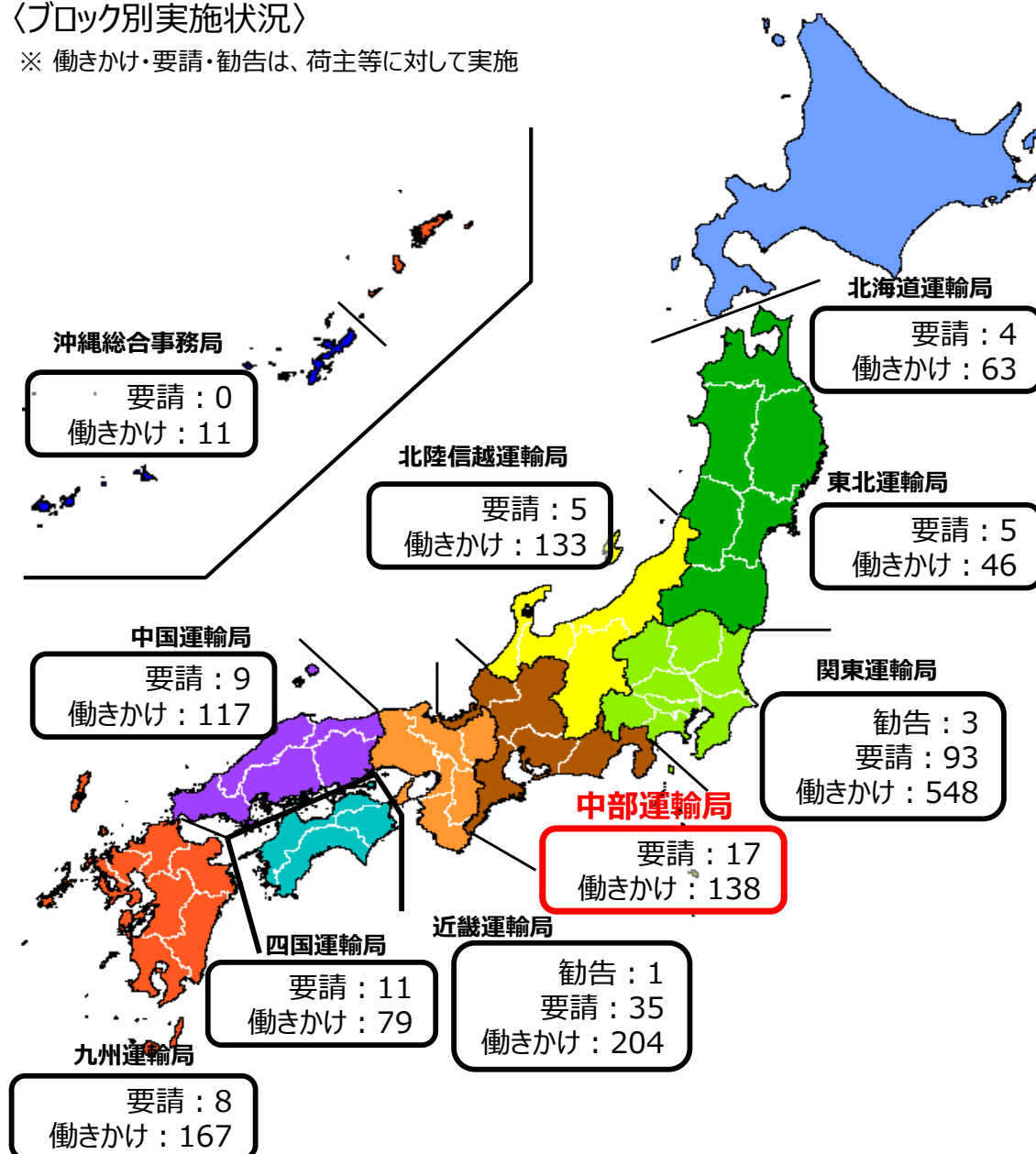
■ 荷主等への是正指導における基本フロー



中部運輸局「トラック・物流Gメン」の活動状況 (ブロック別働きかけ等の実施件数 (令和7年3月末時点))

〈ブロック別実施状況〉

※ 働きかけ・要請・勧告は、荷主等に対して実施



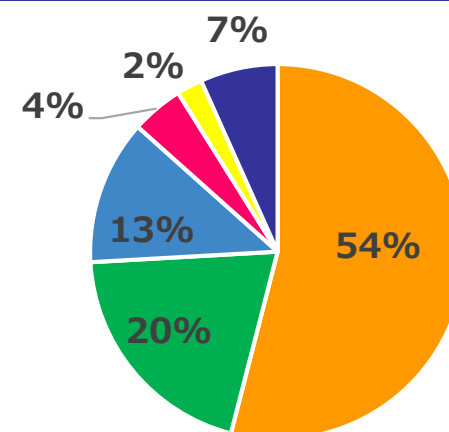
〈全国〉 (参考)

対応内容	荷主等の数	内訳
勧告	4	荷主2・元請1・その他1
要請	187	荷主97・元請84・その他6
働きかけ	1,506	荷主1,018・元請436・その他52

〈中部運輸局管内〉 (愛知、静岡、岐阜、三重、福井)

対応内容	荷主等の数	内訳
要請	17	荷主7・元請8・その他2
働きかけ	138	荷主93・元請40・その他5

「中部運輸局管内」における是正指導実施件数の違反原因行為の内訳 (令和7年3月末時点)



- 長時間の荷待ち
- 運賃・料金の不当な据置き
- 異常気象時の運行指示
- 契約になかった附帯業務
- 過積載運行の要求
- 無理な運送依頼

トラック・物流Gメン「勧告・公表」案件について

過去に「要請」を実施した荷主等のうち、依然として違反原因行為に係る情報が寄せられた社について、当該荷主等に対し、違反原因行為をしないよう「勧告」し、その旨を「公表」しました。対象となった荷主等には、違反原因行為の早急な是正を促すとともに、改善計画の提出・確認等フォローアップを継続し、改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め厳正に対処しています。

勧告日	荷主等 (業態)	会社名	違反原因行為	【参考】過去の要請
①令和6年1月26日	荷主	王子マテリア (株) (東京都中央区)	長時間の荷待ち	長時間の荷待ち (令和4年8月)
②令和6年1月26日	元請	ヤマト運輸 (株) (東京都中央区)	長時間の荷待ち、契約にない附帯業務、 運賃・料金の不当な据置き、過積載運 行の指示、その他の無理な運送依頼	過積載運行の指示 (令和4年11月)
③令和7年1月30日	倉庫 利用運送	NX・NPロジスティクス (株) (大阪府摂津市)	長時間の荷待ち	長時間の荷待ち (令和5年12月)
④令和7年1月30日	荷主	(株) 吉野工業所 (東京都江東区)	長時間の荷待ち	長時間の荷待ち (令和5年11月)

令和6年1月26日
国土交通省
報道発表資料
公表案件①②

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和6年1月26日
物流・自動車
貨物流通事業課

トラックGメンによる「年中監視月間」(令和5年11月・12月)の取組結果
― 貨物自動車運送事業法に基づく初の「勧告」を実施 ―

- 国土交通省では、令和5年11月・12月を「トラックGメンによる年中監視月間」と位置づけ、適正な取引を促すためのある程度荷主や元請事業者に対する監視を実施し、**184件の「要請」**と**47件の「勧告」**を実施しました。(別紙1参照)
- 加えて、過去に「要請」を受けたにもかかわらず、依然として違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対し、**勧告(警告)の発出**を実施しました。(別紙2参照)
- 「年中監視月間」終了後も、悪質な荷主等への監視を継続するとともに、今後「勧告」「要請」等の対象となった荷主等については、トラックGメンによるフォローアップを継続し、改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め、厳正に対処します。

○ **トラック事業者への金銭制裁や、トラックGメンによる関係者等と連携したアライアンス等により入手した情報に基づき、悪質な荷主や元請事業者等に対し、184件の「要請」(要主:84件・元請:100件・その他:0件)及び47件の「勧告」(要主:28件・元請:19件・その他:0件)を実施し、違反原因行為の早急な是正を促しました。「要請」等の月当たりの平均件数は、198.9件(うち「要請」28件、「勧告」19件)となり、トラックGメン監視期間の1.8倍から大幅に増加しています(別紙1参照)。**

○ さらに、既に「要請」を実施した荷主等のうち、**依然として違反原因行為に係る情報が複数寄せられた者(要主1社、元請事業者1社)**については、当該荷主等が、**要請後も引き続き違反原因行為を繰り返していることに基づき、勧告(警告)を発出**と認め、当該荷主等に対し、違反原因行為をしないよう「**勧告**」し、その旨を「**公表**」しました(別紙2参照)。

○ なお、今回「勧告」「要請」等の対象となった荷主等に対しては、**違反原因行為の早急な是正を促すとともに、改善計画の提出を指示**しました。今後の取組状況等については、**トラックGメンによるアライアンスや関係者等と連携したフォローアップを行い、「要請」後もなお改善が図られず、違反原因行為を繰り返していることに基づき、更なる法的措置の取組**があるものと想定し、当該荷主等に対し、「**勧告・公表**」を含む更なる法的措置の実施を含め、厳正に対処していきます。

【問い合わせ先】 物流・自動車局貨物流通事業課
トラック荷主特別対策室 漢江、池谷、松倉
代表 03-5253-8111 (内線 41353、41334)
直通 03-5253-8575

令和7年1月30日
国土交通省
報道発表資料
公表案件③④

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和7年1月30日
物流・自動車
貨物流通事業課

トラック・物流Gメンによる「年中監視月間」の取組を踏まえた
国土交通省の対応について
― 貨物自動車運送事業法に基づく「勧告」を2件実施 ―

- 国土交通省では、令和6年11月・12月を「トラック・物流Gメンによる年中監視月間」と位置づけ、適正な取引を促すためのある程度荷主や元請事業者に対する監視を強化し、**422件の「要請」**と**2件の「勧告」**を実施しました。また、過去に「要請」を受けたにもかかわらず、依然として違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対し、**勧告(警告)の発出**を実施しました。(別紙1参照)
- 令和6年11月に実施したトラック・物流Gメンは、年中監視期間に合わせて、自動車事業者や関係団体へのアライアンスを開始したほか、Gメン調査員が全国で**115件の違反原因行為に遭遇すると見られる情報**を収集し、**要請(警告)を発出**しました。また、荷主、元請事業者等に対して、周知・協力の要請等の活動を実施しました。(別紙2参照)
- 「年中監視月間」終了後も、悪質な荷主等への監視を継続するとともに、今後「勧告」「要請」等の対象となった荷主等については、トラック・物流Gメンによるフォローアップを継続し、改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め、厳正に対処します。

○ **トラック事業者への「違反原因行為監視期間」や、トラック・物流Gメンによる関係者等と連携したアライアンス等により入手した情報に基づき、悪質な荷主や元請事業者等に対し、422件の「要請」(要主:204件・元請:218件・その他:0件)及び2件の「勧告」(要主:4件・元請:0件・その他:0件)を実施し、違反原因行為の早急な是正を促しました。「要請」等の月当たりの平均件数は、198.9件(うち「要請」204件、「勧告」2件)となり、トラックGメン監視期間の1.8倍から大幅に増加しています(別紙1参照)。**

○ さらに、過去に「要請」を実施した荷主等のうち、**依然として違反原因行為に係る情報が複数寄せられた者(要主1社、元請事業者1社)**については、当該荷主等が、**要請後も引き続き違反原因行為を繰り返していることに基づき、勧告(警告)を発出**と認め、当該荷主等に対し、違反原因行為をしないよう「**勧告**」し、その旨を「**公表**」しました。(別紙2参照)

○ なお、今回「勧告」「要請」等の対象となった荷主等に対しては、**違反原因行為の早急な是正を促すとともに、改善計画の提出を指示**しました。今後の取組状況等については、**トラック・物流Gメンによるアライアンスや関係者等と連携したフォローアップを行い、「要請」後もなお改善が図られず、違反原因行為を繰り返していることに基づき、更なる法的措置の取組**があるものと想定し、当該荷主等に対し、「**勧告・公表**」を含む更なる法的措置の実施を含め、厳正に対処していきます。

【問い合わせ先】 物流・自動車局貨物流通事業課
トラック・物流Gメン特別対策室 漢江、池谷、松倉
代表 03-5253-8111 (内線 41353、41334)
直通 03-5253-8575

トラックドライバーへの聞き取り調査（令和6年度）

高速道路のSA・PAやトラックステーションなどでトラックドライバーに対して積込先等でのお困り事がないか聞き取りを実施

【福井県】

- 日 時 令和6年11月20日（水）13時00分～15時00分
- 場 所 北陸自動車道 南条サービスエリア
- 実施者 中部運輸局 6名（貨物課 3名、福井運輸支局 3名）
福井県貨物自動車運送適正化事業実施機関 2名
- 実施概要 トラックドライバー14名に聞き取りを行い、一部において荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち等）の情報を収集



（令和6年12月6日 刈谷ハイウェイオアシス）

【愛知県】

- 日 時 令和6年12月6日（金）10時00分～12時00分
- 場 所 伊勢湾岸自動車道 刈谷ハイウェイオアシス
- 実施者 中部運輸局 7名（貨物課 4名、愛知運輸支局 3名）
愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関 4名
- 実施概要 トラックドライバー32名に聞き取りを行い、一部において荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち等）の情報を収集



（令和6年11月20日 南条SA）

【岐阜県】

- 日 時 令和6年12月18日（水）13時00分～14時30分
- 場 所 中央自動車道 恵那峡サービスエリア（上り）
- 実施者 中部運輸局 7名（貨物課 3名、岐阜運輸支局 4名）
岐阜県貨物自動車運送適正化事業実施機関 2名
- 実施概要 トラックドライバー19名に聞き取りを行い、一部において荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち等）の情報を収集



（令和6年12月18日 恵那峡SA）

街頭調査（トラックドライバーへの聞き取り）の実施

高速道路のSA、PA、トラックステーションにおいて、トラックドライバーに対し、荷主等による違反原因行為に関する聞き取りを実施。収集した情報については、荷主への働きかけ等に活用し、トラックドライバーの労働条件の改善や取引の適正化に繋げている。

■街頭調査実施一覧

支 局	日 程	場 所	Gメン 調査員	トラック・ 物流Gメン	トラックドライバー 聞き取り人数	違反原因行為 の件数
愛 知	令和5年12月21日	新東名高速・岡崎SA	—	9人	34人	4件
愛 知	令和6年2月9日	名古屋トラックステーション	—	7人	25人	7件
静 岡	令和6年2月29日	東名高速・牧之原SA	—	8人	17人	9件
岐 阜	令和6年6月26日	名神高速・養老SA	—	9人	20人	1 件
三 重	令和6年6月27日	新名神高速・鈴鹿PA	—	6人	28人	7件
愛 知	令和6年11月12日	名古屋トラックステーション	2 人	6 人	27人	10件
静 岡	令和6年11月13日	浜松トラックステーション	2 人	7 人	29人	7件
福 井	令和6年11月20日	北陸自動車道・南条SA	2 人	6 人	14人	4件
愛 知	令和6年12月 6日	伊勢湾岸・刈谷ハイウェイオアシス	4 人	7 人	32人	8 件
三 重	令和6年12月12日	亀山トラックステーション	2 人	4 人	23人	5件
岐 阜	令和6年12月18日	中央自動車道・恵那峡SA	2 人	7 人	19人	2件
愛 知	令和7年1月15日	名古屋トラックステーション	4人	7 人	16人	2件

プッシュ型情報収集の実施

トラック・物流Gメンの活動方針であるプッシュ型の情報収集の一環として、トラック事業者の関係者が集まる運転適性診断や運行管理者指導講習の認定実施機関に対して、その受検者・受講者向けの情報収集及び広報・啓発を目的としたチラシを施設内のチラシスタンド等に配架いただくなどの協力を依頼し、さらなる情報収集に取り組んでいる。（令和7年6月）

（表）

（裏）

【適性診断 認定実施機関】

県	業務	実施機関名	所在地	連絡先
愛知	兼	独立行政法人 自動車事故対策機構 名古屋支所	名古屋市中区錦1-18-22	052-218-3017
愛知	兼	中部交通共済協同組合	名古屋市中区伊勢山2-5-21	052-715-5000
愛知	兼	一般社団法人 愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター	みよし市福谷町西ノ洞21番地127	0561-36-1010
愛知	兼	ヤマト・スタッフ・サブライ株式会社 中部研修センター	名古屋市中区丸の内1-17-19 キリッス丸の内ビル3F	052-228-9770
静岡	兼	独立行政法人 自動車事故対策機構 静岡支所	静岡市葵区日出町1-2	054-687-3421
静岡	兼	学校法人 静岡自動車学園	静岡市葵区宮前町71番地の1	054-262-7562
静岡	兼	株式会社 柿澤学園(スルガ安全教育センター)	静岡市清水区興津中町522-1	0120-017-120
静岡	兼	株式会社 田方自動車学校	田方郡函南町間宮891番地の1	055-978-2452
静岡	兼	株式会社 総合自動車学校	浜松市東区和田町700番地	053-461-6633
静岡	兼	一般社団法人 静岡県トラック協会	静岡市駿河区池田126-4	054-283-1910
岐阜	兼	独立行政法人 自動車事故対策機構 岐阜支所	岐阜市金町4-30	058-263-5128
岐阜	兼	株式会社 那加自動車教習場(那加自動車学校)	各務原市那加西那加町28	058-389-2525
岐阜	兼	株式会社 大原自動車学校	多治見市幸町7-29-1	0572-27-2356
岐阜	兼	株式会社 ボラリス(福富自動車教習所)	岐阜市福富西ノ山2064-1	058-229-1124
三重	兼	独立行政法人 自動車事故対策機構 三重支所	四日市市諏訪町4-5	059-350-5188
三重	兼	株式会社 TDGホールディングス(ほめらぎる教習所伊勢)	伊勢市小俣町元町1648-10	0596-23-1155
三重	兼	株式会社 津ドライブインスクール	津市博多町3-15	059-224-0188
三重	兼	桂土地 株式会社(上野自動車学校)	伊賀市野間233	0595-21-1000
福井	兼	独立行政法人 自動車事故対策機構 福井支所	福井市大手3-2-1	0776-22-6006

【運行管理者指導講習 認定実施機関】

県	業務	実施機関名	所在地	連絡先
愛知	兼	独立行政法人 自動車事故対策機構 名古屋支所	名古屋市中区錦1-18-22	052-218-3017
愛知	兼	一般社団法人 愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター	みよし市福谷町西ノ洞21番地127	0561-36-1010
愛知	兼	ヤマト・スタッフ・サブライ株式会社 中部研修センター	名古屋市中区丸の内1-17-19 キリッス丸の内ビル3F	052-228-9770
愛知	兼	中部交通共済協同組合	名古屋市中区伊勢山2-5-21	052-715-5000
静岡	兼	独立行政法人 自動車事故対策機構 静岡支所	静岡市葵区日出町1-2	054-687-3421
静岡	兼	株式会社 柿澤学園(スルガ安全教育センター)	静岡市清水区興津中町522-1	0120-017-120
静岡	兼	株式会社 田方自動車学校	田方郡函南町間宮891番地の1	055-978-2452
静岡	兼	学校法人 静岡自動車学園	静岡市葵区宮前町71番地の1	054-262-7562
静岡	兼	株式会社 総合自動車学校	浜松市東区和田町700番地	053-461-6633
岐阜	兼	独立行政法人 自動車事故対策機構 岐阜支所	岐阜市金町4-30	058-263-5128
岐阜	兼	株式会社 大原自動車学校	多治見市幸町7-29-1	0572-27-2356
岐阜	兼	株式会社 那加自動車教習場(那加自動車学校)	各務原市那加西那加町28	058-389-2525
岐阜	兼	株式会社 ボラリス(福富自動車教習所)	岐阜市福富西ノ山2064-1	058-229-1124
三重	兼	独立行政法人 自動車事故対策機構 三重支所	四日市市諏訪町4-5	059-350-5188
三重	兼	株式会社 津ドライブインスクール	津市博多町3-15	059-224-0188
三重	兼	桂土地 株式会社(上野自動車学校)	伊賀市野間233	0595-21-1000
三重	兼	株式会社 TDGホールディングス(ほめらぎる教習所伊勢)	伊勢市小俣町元町1648-10	0596-23-1155
福井	兼	独立行政法人 自動車事故対策機構 福井支所	福井市大手3-2-1	0776-22-6006

国土交通省 中部運輸局からのお願いです！

物流の2024年問題の解決に向け、
**トラック運送事業に従事する皆さま
のお声をお聞かせください！！**

中部運輸局トラック・物流Gメンは、トラックの物流問題の解決に向けて、トラックドライバーや運行管理者などのトラック運送事業に従事される皆さまからトラック運送における**お困り事**などの情報を集めています。物流を通して、国民の暮らしと経済を支える皆さまからの**トラック運送の現場でのリアルな声をお聞かせください。**
お聞かせいただいたご意見等については、**匿名性に配慮**したうえで、法に基づいて荷主等への働きかけに活用させていただきます。
トラック・物流Gメンは、トラックドライバーの労働環境改善などの物流産業の健全化を図っていきます。

▼日々のトラック運送業務の中でお困り事などは
ございませんか？

例えば・・・

- ・ 恒常的に長時間の荷待ち・荷役作業が発生している
- ・ 契約にない付帯業務をさせられている
- ・ 運賃・料金を交渉する場を設けてもらえない
- ・ 430休憩を取れない到着時間を指示される など

お困り事がございましたら、ご意見等をお聞かせください。

◎Web通報窓口(目安箱)



中部運輸局 自動車交通部貨物課 052-952-8037
愛知運輸支局 輸送担当 052-351-5312
静岡運輸支局 輸送・監査担当 054-261-1191
岐阜運輸支局 輸送・監査担当 058-279-3714
三重運輸支局 輸送・監査担当 059-234-8411
福井運輸支局 輸送・監査担当 0776-34-1602

◎電話での情報提供窓口

物流2024年問題の解決に！ 国土交通省 中部運輸局

**積込先、配送先で
お困り事はありませんか？**

「トラック・物流Gメン」が情報収集しています
下図を見て、「あるある！」と思ったら**目安箱**へ投稿を！

長時間の荷待ち 契約にない付帯業務 運賃・料金の不当な据置き

過積載運送の指示・容認 異常気象時の運送依頼 無理な運送依頼

荷主・元請事業者に対して、
「働きかけ」、「要請」に活用させていただきます

※荷主等へ対応する際には、情報提供者を特定する情報(会社名など)は伝えません
荷主等から情報提供元が特定されないように配慮します

【電話でのご連絡はこちらまで】
国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 貨物課 052-952-8037
愛知運輸支局 輸送担当 052-351-5312 静岡運輸支局 輸送・監査担当 054-261-1191
岐阜運輸支局 輸送・監査担当 058-279-3714 三重運輸支局 輸送・監査担当 059-234-8411
福井運輸支局 輸送・監査担当 0776-34-1602

目安箱の設置

○国土交通省では、荷主等による長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務の強要など、トラック運送事業者の皆様がコンプライアンス確保に影響しうる輸送を行わざるを得ない実態を把握し、今後の施策に活用するための「意見等の募集窓口」を設置しています。

○本窓口では、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する意見・事例、違反原因行為を行っているおそれのある荷主情報を積極的に収集しています。なお、寄せられたご意見等については、荷主への法に基づく対応の検討等に活用しています。

ホーム > 政策・仕事 > 自動車 > 荷主等に関する募集窓口（目安箱）

悪質な荷主等に関する通報窓口（目安箱）

長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する情報（非合理的な到着時間の設定、重量違反等となるような依頼、燃料費等のコスト増加にかかる運賃・料金等の不当な課金等）などをお持ちの場合は、情報をお寄せください。いただいた情報は、トラックメーコンによる悪質な荷主等の是正指導に活用します。

【お寄せいただく情報の記載例】

- ・燃料費が上がったため、その分の値上げを申し出たが、（荷主名）が交渉のテーブルに着こうとしない。
- ・〇年〇月〇日に（お困りごとの内容）について、（荷主名）に対して申し入れ・相談等を行ったにもかかわらず、全く相手にされず改善がされていない。
- ・荷卸し、積み込みで時間指定されるにもかかわらず、指定時間に着いても常に〇〇時間待たされた。（荷主名）に相談したが改善されない。

※「荷主」には、元請事業者、一次請事業者、物流子会社、倉庫業者なども含まれます。

目安箱はこちら（←投稿ページに移動します） ※回答期限ありません。随時御覧しています。

（参考）

トラックメーコンについて

長時間の荷待ち

運賃・料金の不当な課金

無理な運送依頼

過剰な積込の要求

異常気象時の運行指示

このページのQRコード

ページの先頭に戻る

国土交通省

プライバシーポリシー

国土交通省のRSSについて

国土交通省 ソーシャルメディア関連リンク集

リンク・著作権・免責事項について

関連リンク集

法人番号2000012100001 アクセス情報・地図

国土交通省 ソーシャルメディア利用方針

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

意見等募集の目的

国土交通省では、長時間の荷待ち、契約にない附帯業務の強要などの違反原因行為を行っているおそれのある荷主情報を積極的に収集しています。日々の運送業務の中で、お困りのことがありましたら、下記フォームに入力の上、国土交通省までお知らせください。

※いただいたご意見等については、荷主への法に基づく対応の検討にあたり、活用させていただきます。

（なお、投稿時に「連絡可」にチェックが入っている方には、補足のお話を聞かせていただく場合もありますので、その際はご協力をお願い申し上げます。）

※法に基づく対応を行い状況が改善された事例についてはこちらをご覧ください。

・次の質問にお答えください。

Q 1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

- 1. 速度違反を惹起するおそれがある非合理的な到着時間の指定等
- 2. やむを得ない遅延に対するペナルティ等
- 3. 積込み直前に貨物量を増やすような急な依頼等
- 4. 荷待ち時間の恒常的な発生等
- 5. 依頼と異なる積込み作業等
- 6. 依頼にはなかったラベル貼り・検品などの附帯作業等
- 7. 高速料金など費用の自己負担等
- 8. 過度な貨物事故（つぶれ、破損、へこみ、こすれ、擦れなど）への対応等
- 9. 異常気象によるトラブル等
- 10. その他、コンプライアンス的に問題と思われるもの

（内容：_____）

※複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。

【記入項目と記入例】

・トラックの種類

トラックの大きさ

トラックの形状

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/yusou-jittai/index.html>

トラック・物流Gメンの制度周知や荷主による違反原因行為の防止のための広報・啓発活動を実施

荷主企業訪問によるヒアリング（パトロール）の実施

2024年問題に対する荷主への広報・啓発活動の一環として、令和6年11月に静岡県内の荷主企業を訪問し、トラック事業者が関係法令を遵守して、事業を遂行することの重要性について理解を得るための周知及びトラックドライバーの労働環境の改善と標準的運賃の理解を呼びかけた。

【荷主訪問ヒアリング結果】（荷主企業における2024年問題に対する対応状況）

- ・ 荷役等時間の短縮に向けて、パレットの導入を検討
- ・ 持続可能な物流に向け、運賃協議など運送事業者側の意見に配慮 など

令和7年2月20日には、愛知県内において4局合同パトロールを実施し、目安箱等に寄せられた荷主情報を活用し、周知啓発を実施した。



（荷主企業訪問の様子）



4局合同パトロールの実施について ～中部運輸局・近畿運輸局・中国運輸局・九州運輸局～

中部運輸局では、適正な取引を阻害する疑いのある悪質な荷主や元請事業者に対する監視を強化し、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」や「要請」を行っています。
2024年問題を我が事として認識していない荷主等も少なくなく、また、全国のトラック事業者等から中部運輸局管内の荷主情報が寄せられているため、先回りした周知啓発活動も重要であると考え、トラック・物流Gメンによる4局合同パトロールを以下のとおり実施します。

【4局合同パトロールの概要】

日 時：令和7年2月20日（木）10：00～16：00

地 域：愛知県内

実 施 者：トラック・物流Gメン（中部・近畿・中国・九州運輸局）等

＜取材申込・取材時の留意事項＞

4局合同パトロールの取材を希望される方は、集合時間、場所、取材における注意事項をお知らせしますので、2月18日（火）までに上記＜お問い合わせ先＞へご連絡下さい。
なお、荷主側への取材を行う際は、社名入りの腕章を付ける等、身分がわかるようご協力いただくとともに、プライバシーの保護にご配慮願います。

（合同パトロール プレスリリース）

- ・2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- ・物流改正法について
- ・トラック適正化二法、下請法等について

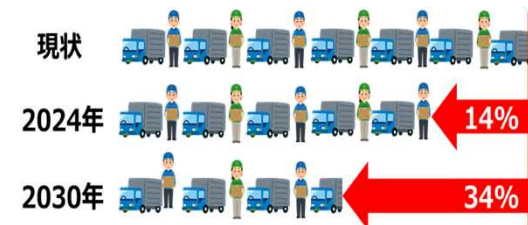
「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
- ・荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。
→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制措置

【物資の流通の効率化に関する法律】（旧：流通業務総合効率化法）

○①**荷主***¹（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
*¹元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主等が取り組むべき措置の例】＜パレットの導入＞



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制措置

【貨物自動車運送事業法】

○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け*²。

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。

○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***³を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

*^{2,3} 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制措置

【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。

○国交省HPIにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

16パーセント増加

新物効法の施行に向けた検討状況

○国交省・経産省・農水省3省の審議会の合同会議※の取りまとめを踏まえ、**本年4月1日より、新物効法に基づく運送・荷役等の効率化に向けた基本方針、荷主・物流事業者の努力義務、判断基準等を施行。**

※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

基本方針のポイント ※本年（2025年）4月1日施行

（1）トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標

・物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。

- ① 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**（1人当たり年間125時間の短縮）
- ② 5割の車両で、**積載効率50%を実現**（全体の車両で積載効率44%に増加）

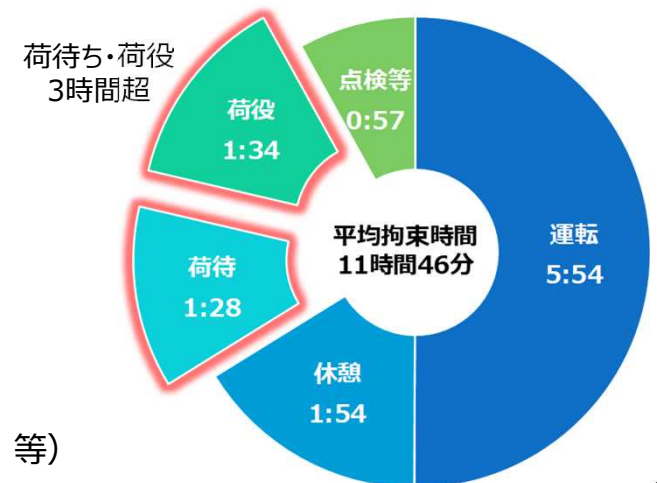
（2）トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

- ・国と地方公共団体は、自らが荷主や施設管理者になる場合、率先してドライバーの運送・荷役等の効率化に資する措置等を実施
- ・国は、設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、自動運転トラック・ドローン物流の実用化、物流人材の育成等を支援

（3）トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し荷主・物流事業者等が講ずべき措置

- ・積載効率の向上等 ・ 荷待ち時間の短縮 ・ 荷役等時間の短縮

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】



（4）集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する事業者の活動に関する国民の理解の増進

- ・再配達の削減や多様な受取方法等の普及促進 ・ 「送料無料」表示の見直し
- ・返品削減や欠品に対するペナルティの見直し

（5）その他トラック運送サービスの持続可能な提供の確保に資するトラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進

- ・物流に関わる多様な主体の役割（地域の産業振興やまちづくりとの連携、経済界全体での理解増進 等）
- ・トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提（中継輸送拠点の整備、「標準的運賃」の浸透 等）

（ドライバー実態アンケート調査(R6)より） 14

<荷主・物流事業者の判断基準等>

○**すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① 積載効率の向上等

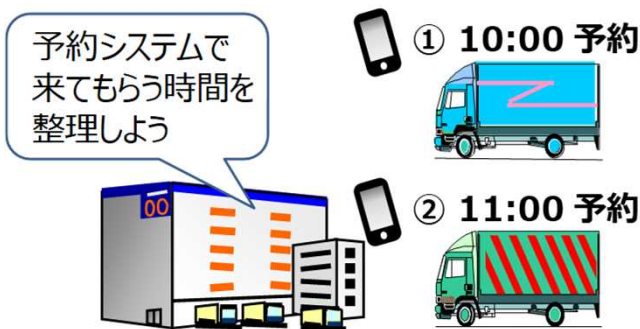
- ・ 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- ・ 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・ 配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化 等



地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散 等
- ※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う



トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入による荷役等の効率化
- ・ 商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- ・ バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化 等



パレットの利用や検品の効率化

<荷主等の取組状況に関する調査・公表>

○荷主等の判断基準について、**物流事業者を対象として定期的なアンケート調査**を行い、上記①～③の**取組状況を把握**するとともに、これらの回答の**点数の高い者・低い者も含め公表**（点数の低い者の公表を検討する際は、ヒアリング等により適切に実態を把握する）。

<物流に関係する事業者等の責務>

○荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモールの運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、**運送契約や貨物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者**についても、その**取組方針や事例等**を示すことを検討。15

積載効率の向上等

- 複数の荷主の貨物の積合せを行うこと等により、輸送網を集約すること
- 荷主や他のトラック事業者等と協議を実施し、配送の共同化に取り組むこと
- 求貨求車システム等を活用した復荷の確保により、実車率の向上を図ること
- 配車システムの導入等により、配車・運行計画の最適化を行うこと
- 輸送量に応じた大型車両の導入等により、積載することが可能な貨物の総量を増加させること

※ このほか、合同会議の取りまとめを踏まえ、

- ・トラックドライバーの荷待ち・荷役等時間を把握し、荷主が自ら荷待ち・荷役等時間を把握することが難しい場合に実際に要したこれらの時間について情報提供すること
- ・関係事業者がトラック予約受付システムを導入している場合は、そのシステムを利用すること
- ・荷主が指示した時刻・時間帯に遅延する場合は荷主や寄託倉庫にその状況を報告するとともに、理由なく必要以上に早くトラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着しないよう、効率的な配車・運行に努めること。
- ・取引先に対して、共同輸配送のための個建て運賃の導入やリードタイムに応じた運賃設定、標準仕様パレットの活用などの提案を行うこと

等にも取り組んでいただきたい。



荷主（発荷主・着荷主）の判断基準・解説書の概要

積載効率の向上等

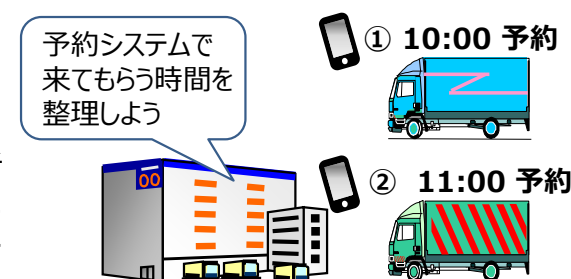
- トラック事業者が複数の荷主の貨物の積合せ等に積極的に取り組めるよう、**実態に即した適切なリードタイムの確保**や**荷主間の連携**に取り組むこと
- トラック事業者の運行効率向上のため、**繁閑差の平準化**や**納品日の集約**等を通じた発送量・納入量の適正化や、配車システムの導入等を通じた**配車・運行計画の最適化**に取り組むこと
- 適切なリードタイムの確保や発送量・納入量の適正化ができるよう、**社内の関係部門（物流・販売・調達 等）の連携を促進**すること 等



リードタイムの確保

荷待ち時間の短縮

- トラックが一時に集中して到着することがないよう、**トラック予約受付システムの導入**や**混雑時間を回避した日時指定**等により、**貨物の出荷・納品日時を分散**させること（システムについては、実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行うこと） 等



予約受付システムの活用

荷役等時間の短縮

- **パレット、カゴ車等の輸送用器具**の導入により、**荷役等の効率化**を図ること
- 貨物の出荷の際に、**出荷荷積み時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り**等を行うこと
- **フォークリフトや荷役作業員の適切な配置**等により、**トラックドライバーの負担軽減**と**積卸し作業の効率化**を図ること
- ASNの活用、バーコード等の商品の識別タグの導入等により、**検品の効率化**を図ること
- **バース等の荷捌き場を貨物の量に応じて適正に確保**し、作業環境を整えること 等

ユニット検品
リスト上のパレットを
チェックするだけ



検品の効率化

物流の各主体について

荷主

第一種荷主

トラック事業者と運送委託契約を結ぶもの
(主に発荷主)

第二種荷主

貨物を受け取り、受け取らせるもの又は預け、預けさせるもの (主に着荷主)



発荷主が運送手配（契約）を行う場合

第一種荷主 = 発荷主 第二種荷主 = 着荷主

着荷主が運送手配（契約）を行う場合

第一種荷主 = 着荷主 第二種荷主 = 発荷主

連鎖化事業者

いわゆるフランチャイズチェーンの「本部」



※フランチャイズビジネスにおいて、フランチャイズチェーンの「本部」が、加盟店（連鎖対象者）と運送事業者との貨物の受渡しについて運送事業者に指示ができる場合（フランチャイズチェーンの本部が加盟店を通じて、実質的に加盟店と運送事業者との貨物の受渡しについて運送事業者に指示ができる場合も含む。）

事業者

貨物自動車運送事業者等



一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者、特定二種貨物利用運送事業者

貨物自動車関連事業者



倉庫業者、港湾運送事業者、航空貨物運送事業者、鉄道貨物運送事業者で、トラックドライバー（運転者）との間で、貨物の受渡しを行う者

物流の各主体の努力義務と主な取組内容

荷主・物流事業者は、トラックドライバーの荷待ち時間等の短縮や運転者一人当たりの積載効率を高めるよう努力する義務があります

努力義務	各主体の努力義務対象						取組内容（抜粋）
	第一種荷主 （主に発荷主）	第二種荷主 （主に着荷主）	連鎖化事業者 〔フランチャイズ チェーン本部〕	貨物自動車 運送事業者 等	倉庫業者	左記以外 〔港湾運送 航空運送 鉄道〕	
1.積載効率の向上 1回の運送でトラックに積載する貨物量を増加する	○	○	○	○			●複数荷主の貨物の積み合わせ ●繁閑差の平準化、納品日の集約 ●物流・販売・調達等関連部門の連携
2.荷待ち時間の短縮 ドライバーが到着した時間から荷役等の開始時間までの待ち時間を短縮する	○	○	○		○		●トラック予約受付システムの導入 ●混雑日時を回避した日時設定
3.荷役等時間の短縮 荷役（荷積み・荷卸し）等の開始から終了までの時間を短縮する	○	○			○	○	●輸送用器具導入による荷役等の効率化 ●パレット標準化 ●タグ導入等による検品の効率化 ●事前出荷情報の活用
4.実効性の確保	○	○	○	○	○	○	●責任者の選任、社内教育体制 ●取組の実施状況・効果の把握 ●物流データの標準化の取組 ●関係事業者間での連携推進

＜特定事業者の指定基準＞

- 中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる**一定規模以上の事業者（特定事業者）**について、全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上
（上位3,200社程度）

特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上
（上位70社程度）

特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上
（上位790社程度）

＜中長期計画・定期報告の記載内容＞

中長期計画

- 作成期間
 - ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
 - （1） **実施する措置**
 - （2） 実施する措置の**具体的な内容・目標等**
 - （3） 実施**時期** 等

定期報告

- 記載内容
 - （1） 事業者の**判断基準の遵守状況**（チェックリスト形式）
 - （2） 判断基準と**関連した取組に関する状況**（自由記述）
 - （3） **荷待ち時間等**の状況【荷主等】
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
 - ・ 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
 - ・ 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、新物効法の枠組みと合わせて具体化。

＜物流統括管理者（CLO）の業務内容＞ ※CLO：Chief Logistics Officer

- 物流統括管理者**は、ロジスティクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。
- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
 - ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
 - ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
 - ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築や社内研修の実施** 等

■ 物流効率化法の理解を促進するためのポータルサイトを開設しました

「物流効率化法」理解促進ポータルサイトでは、荷主の努力義務や判断基準についての解説などのほか、説明会の予定など物流効率化に資する情報を発信しております。

「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

荷主判断基準の解説書事例集

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/files/pdf/sippers-judgment-criteria-book.pdf>

荷主判断基準の解説書事例集

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/files/pdf/sippers-judgment-criteria-casestudies-book.pdf>



物流の持続的な成長を図るため 物流効率化法を改正しました

物流は、国民生活・経済活動を支える社会インフラです。
何も対策を講じなければ輸送力不足が生じる可能性を踏まえ、
物流の持続的な成長を図るため、
荷主・物流事業者に対する規制的措置が定められました。
すべての荷主・物流事業者に、
物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務が課せられます。
また、一定規模以上の特定事業者に対し、
中長期計画の策定や定期報告等が義務付けられます。
趣旨をご理解いただき、
物流効率化の取組を推進してください。

[本プラットフォームについて](#) →

CHECK!

5分でわかる
物流効率化法の
改正のポイント

荷主の判断基準等について（法第43条）

荷主の努力義務（積載効率の向上等、荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮）の達成に向けて、その具体的な内容について、「判断基準」（省令）で定めています。
判断基準に定めている内容等をこのページにて紹介しますので、これを参考にして、効率化に向けた取組を実施してください。

また、判断基準省令の全文とその内容の解説については

- [荷主の判断基準省令全文](#) 
- [荷主判断基準の解説書](#) (1.4MB) 
- [荷主判断基準の解説書事例集](#) (2.9MB) 
- [物流パターンごとの荷主の考え方](#) (1.1MB) 

- ・2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- ・物流改正法について
- ・トラック適正化二法、下請法等について

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）
荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

1. 事業許可の更新制度の導入

- **トラック運送事業の許可**は、**5年ごとに更新**を受けなければ、効力を失う。
- **許可基準**に、「**法令の規定を遵守して事業を遂行することが見込まれること**」を新たに追加。
- 国土交通大臣は、**許可更新に関する事務**の一部を**独立行政法人に行わせる**ことができる。



(1) 輸送の安全確保、社会保険料の納付、適正原価の収受をはじめ、**法令の規定を遵守しない場合は、事業許可の更新がなされない。**

(2) 更新申請時には、**一定の手数料収受**を想定。



(3) 独立行政法人の詳細については、**今後3年以内を目途に決定。**

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ①

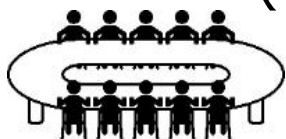
- 国土交通大臣は、トラック運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課等の、適正な事業運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、「適正原価」を定め、告示することができる。



(1) これに伴い、「標準的運賃」は廃止する。

(2) 適正原価は、一般貨物運送事業者だけでなく、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者についても設定することができる。

(3) 適正原価の設定にあたっては、運輸審議会への諮問が必要。



2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ②

- **トラック運送事業者**は、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 **受注者の義務**
- **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、その利用する運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 **発注者の義務**



- (1) 一般貨物運送事業者だけでなく、貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者に対しても適用される。
- (2) 事業許可の有効期間である5年間を通じた総運行距離、総労働時間等を勘案し、出来る限り簡便かつ客観的に判断しうる判定基準を設定することを想定。

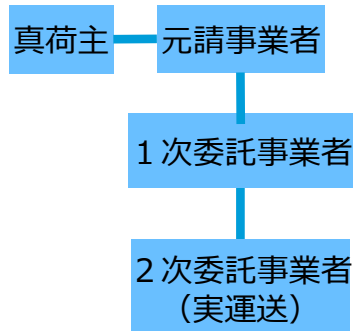


3. 委託次数の制限

- **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、真荷主から引き受けた貨物の運送について、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、**委託段階を2次までに制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**



<今後の取引構造>



- (1) 元請け事業者は、自らを「ゼロ次」とした場合、**「2次請け」＝再々委託までに制限**するルールを設けること等が必要となる。
- (2) 一般貨物運送事業者だけでなく、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**、**軽貨物運送事業者**、特定貨物運送事業者に対しても適用される。
- (3) その他、**運送契約書面の交付義務、実運送体制管理簿の作成義務**等が、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**に対しても適用されることとなる。

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ①

- **何人も**、無許可でトラック運送事業を営む者に貨物の運送を委託してはならない。
(これに違反した者は、**100万円以下の罰金**に処する。)



現在の法律では、違法「白トラ」で運送した側が処罰対象。また、荷主側は幫助犯、共同正犯等の共犯関係にある場合に限り、処罰対象。



その範囲は狭く、また、立証も難しいのが実情。



今後は、荷主側が違法「白トラ」と認識して発注しただけで違法となり得るため、荷主側の関心や遵法意識が向上し、効果的に抑止力が発揮されることが期待される。



4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ②

- 違法「白トラ」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、トラック・物流Gメンが是正指導を行うことができる。



(1) 国土交通大臣は、違法「白トラ」の原因となるおそれのある行為に関連し、荷主等に対し、是正指導を実施。

①当該行為をしているおそれがあると認めるとき

⇒ 荷主等に対し、**要請**を実施

②当該行為をしていると疑うに足りる相当な理由があると認めるとき

⇒ 荷主等に対し、**勧告・公表**を実施

(2) 関係省庁も、違法「白トラ」の効果的な防止を図るために必要な協力を実施。



(3) 各都道府県トラック協会は、荷主等が違法「白トラ」に関係していると疑うに足りる事実を把握したときは、国土交通大臣に対して通知。

5. その他

- **トラック運送事業法**に、**労働環境整備や労働者の処遇の確保の必要性**について明記。
- 物流に関する施策の総合的・集中的な推進を図るため、**関係閣僚等**から成る **「物流政策推進会議」**と、その下に実務者会議を設置。



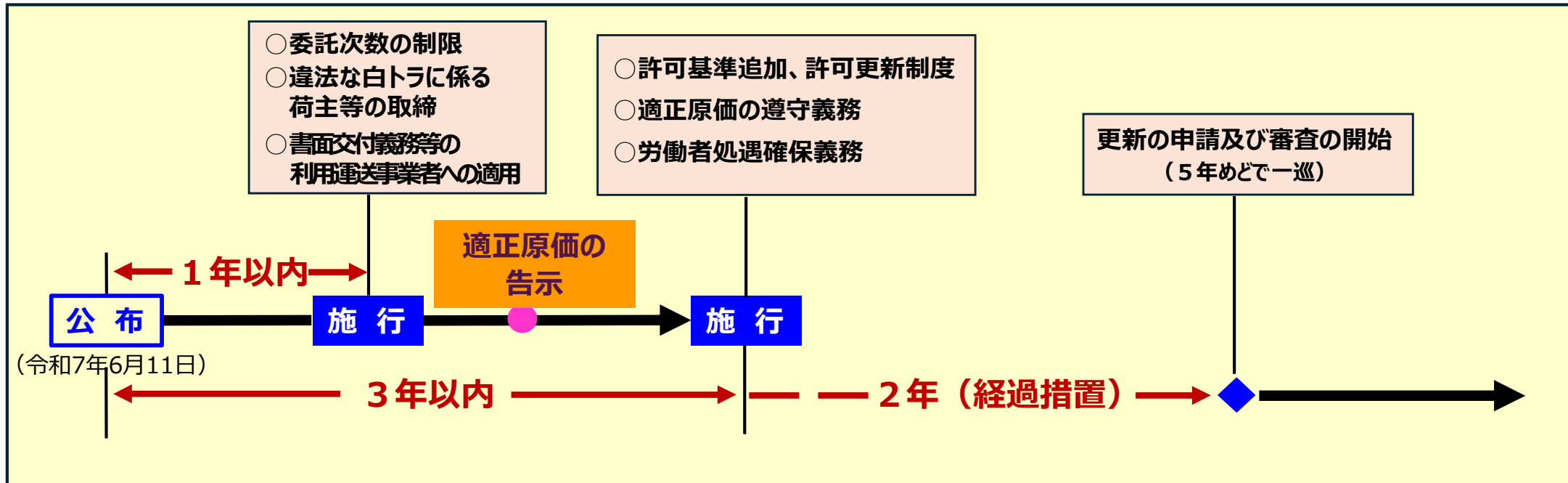
- (1) トラック運送事業法の目的に、**「労働環境の適正な整備に留意すること」**を明記。
- (2) トラック運送事業者の義務として、**「労働者の適切な処遇の確保のために必要な措置を実施すること」**を追加。 ⇒ **許可更新の要件**にも含まれる

トラック運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運転者その他の労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。

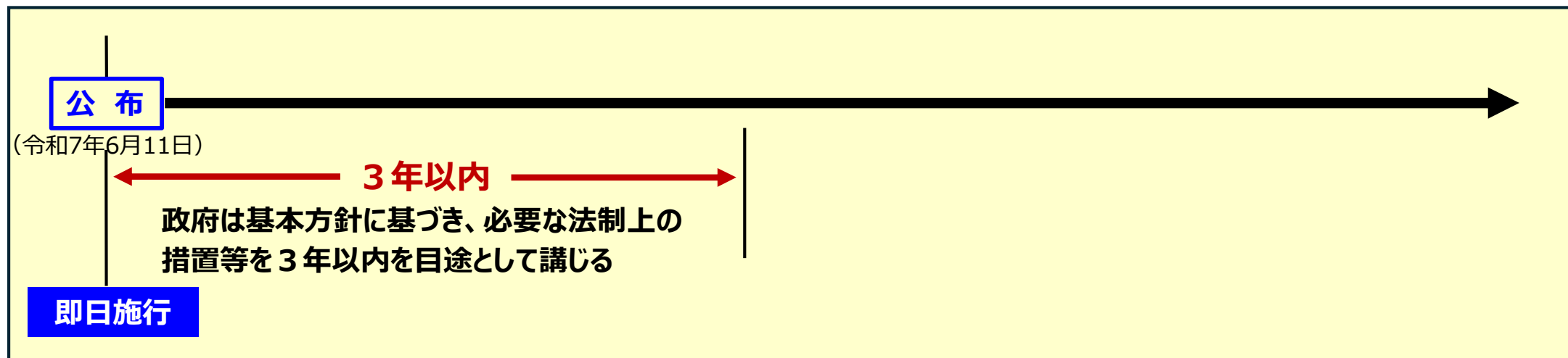
- (3) 「物流政策推進会議」の構成メンバーは、**国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣及び公正取引委員会委員長**など。

6. トラック適正化二法の施行時期

【貨物自動車運送事業法】



【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止。

（２）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（３）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（４）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（５）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（１）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（２）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（３）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（４）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

下請法改正の主なポイント

【用語の見直し】「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。

【規制内容の追加】

(1) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

〔価格据え置き取引への対応〕

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

(2) 手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段(電子記録債権・ファクタリング)も併せて禁止。

【規制対象の追加】

(3) 運送委託の対象取引への追加〔物流問題への対応〕

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

(4) 従業員基準の追加〔適用基準の追加〕

- 従業員数300人(役務提供委託等は100人)の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

(5) 面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。



改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



【下請法適用基準例】

現行	委託	中小受託
	資本金3億円超	資本金3億円以下(個人を含む。)
	資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下(個人を含む。)
改正法		
基準追加	従業員300人超	従業員300人以下(個人を含む。)



トラック・物流Gメン(国土交通省)の役割に改正法に基づく指導・助言が追加。
トラック・物流Gメンへの情報提供を理由にした転注・減注等報復措置を改正法で禁止。

トラック運転者の働き方改革に向けた 厚生労働省の取組について

- 1．新告示等の周知状況
- 2．監督指導の実施状況
- 3．発着荷主等に対する要請等の実施状況
- 4．働き方改革推進支援助成金
- 5．ポータルサイト（リニューアル）

1. 新告示等の周知状況

トラック運転者の「新しい働き方セミナー」等の説明会

- 新告示や時間外労働の上限規制、各種助成金等について周知を行うセミナーを開催。
- 県下7労基署において、令和6年度に計9回実施。→176社が参加。
令和7年度は、9月から1月にかけて、計7回実施予定。

個別訪問による相談支援

- 具体的な相談や助言を希望するトラック事業者には、個別訪問を実施（セミナー欠席事業場も含む）。
- 県下7労基署において、令和6年度はトラック事業者26社を訪問。
令和7年度（4月から7月）は3社を訪問。

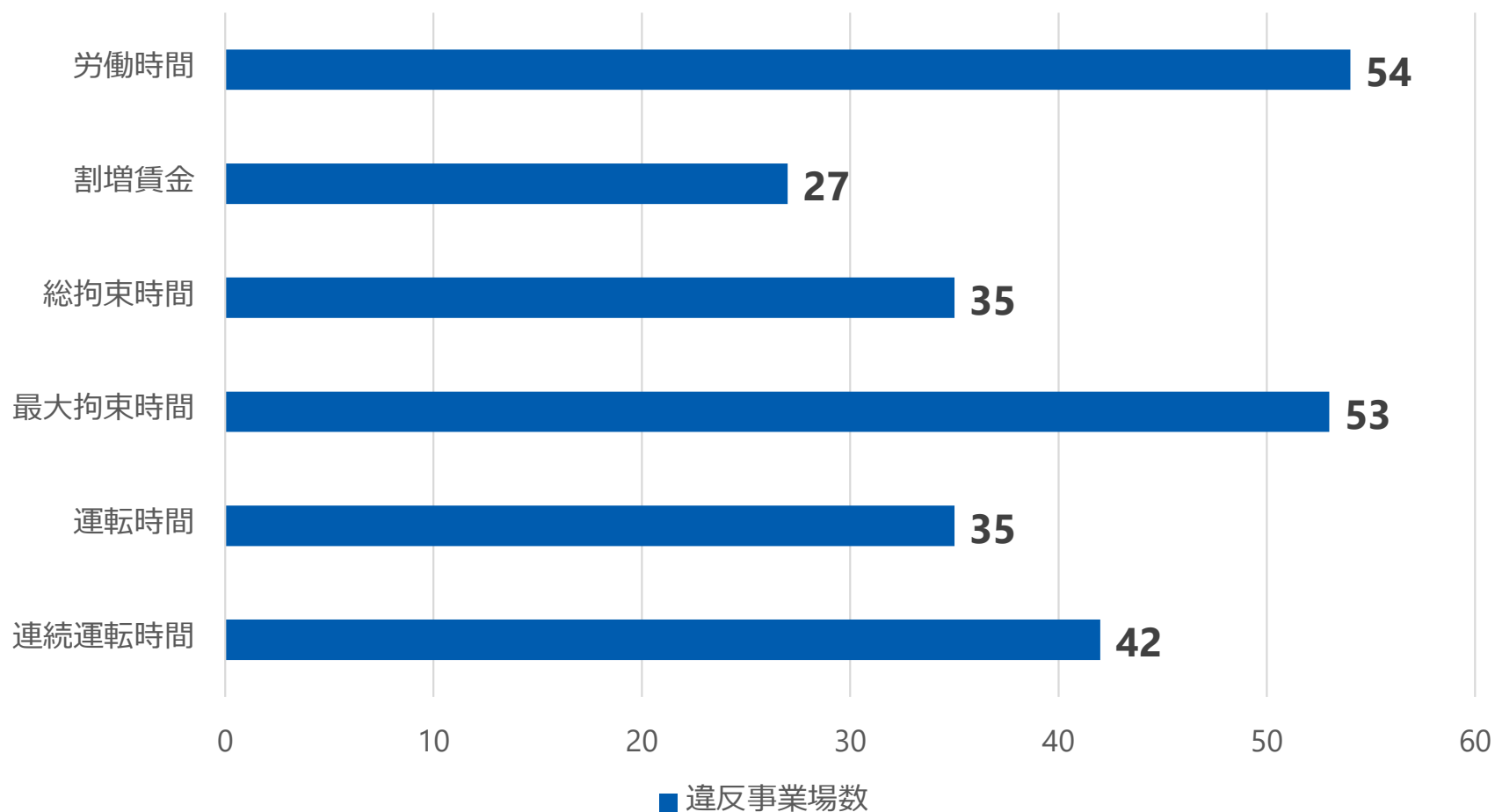
* 主な支援内容

- 新告示、時間外労働の上限規制、36協定（新様式）の記載方法等。
- 荷待ち時間の削減に係る取組事例、下請けたたきに係る通報制度の周知。
- 新はつらつ職場づくり宣言の周知。

2. 監督指導の実施状況

自動車運転者を使用する事業場（道路貨物運送業）に対する監督指導実施状況

- 県下7労基署において、令和6年1月～令和6年12月に126件の監督指導を実施。
- 違反事業場数は101社、違反率は80.2%。
- 主な違反は以下のとおり。



3. 発着荷主等に対する要請の状況

発着荷主等への要請

- 長時間の荷待ちに関する情報等に基づき、発着荷主や道路貨物運送業の元請事業者を訪問し、長時間の恒常的な荷待ちの改善、改正改善基準告示の周知及び遵守への協力を要請。
- 県下7署において、令和6年度に212件の荷主要請を実施。

令和7年度（4月から7月）は50件の荷主要請を実施。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動
なくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳



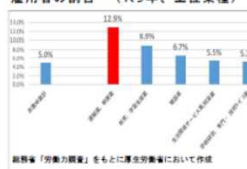
トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

荷主の皆さまに向けてお役立ち情報発信中。詳しくはこちら
トラックポータルサイト
「改善基準告示」の解説動画も公開中!!

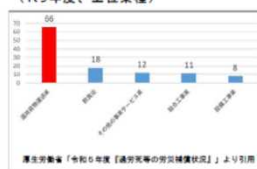
他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

月末1週間の就業時間が60時間以上の
雇用者の割合※（R5年、上位業種）



新産業「労働力調査」をもとに厚生労働省において作成
※雇用者のうち、休業者を除いた者の割合に占める割合

脳・心臓疾患の労災支給決定件数
（R5年度、上位業種）



厚生労働省「令和5年度「過労死等の労災補償状況」より引用

道路貨物運送業は、他の業種よりも、
長時間労働となっている方の割合が
高くなっています。

道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の
労災支給決定件数が
最も多くなっています。

こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行など
トラック運送事業者の努力だけでは見直しは困難なものもあります。

このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生
などにより、危機的状況との指摘もあります。



トラックGメンによる「働きかけ」等の中で、
荷主都合による「長時間の荷待ち」
「契約がない附帯業務」を合計すると、
約7割を占めます

こうした状況を踏まると、
発着荷主の皆さまにも長時間の
荷待ち等の削減に向けた取組を
行っていくことが必要です。

何も対策をしなければ、
2030年には34%の輸送力が
不足するかもしれません。

国土交通省による「働きかけ」等における
違反原因行為※の割合（R6.6.30時点）



※貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

発着荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化
をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- ・予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
- ・パレット等の活用（発着荷主共通）
- ・納品リードタイムの確保（着荷主）
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定（発着荷主）

「物流の適正化・生産性向上に向けた
荷主事業者・物流事業者の取組に関する
ガイドライン」（2023年6月）



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、
荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがない
ようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業を
お願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット
「荷役作業での労働災害を防止しま
しょう!」
「路上貨物運送事業者における
荷役作業の安全対策ガイドライン」
の2冊です。



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定
めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送
業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知っ
てもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、
改善基準告示に配慮した発注時刻・納品期日の設定・発
注をお願いします。

※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。
ご不明な点は貴署の労働基準監督署や裏面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

パンフレット
「トラック輸送事業者の労働時
間の改善基準のポイン
ト」



「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足
の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を
行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運
賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行
う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足
による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、
労働環境を改善することが必要です。
荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「トラック輸送の新たな
「標準的運賃」が
告示されました」



4. 働き方改革推進支援助成金

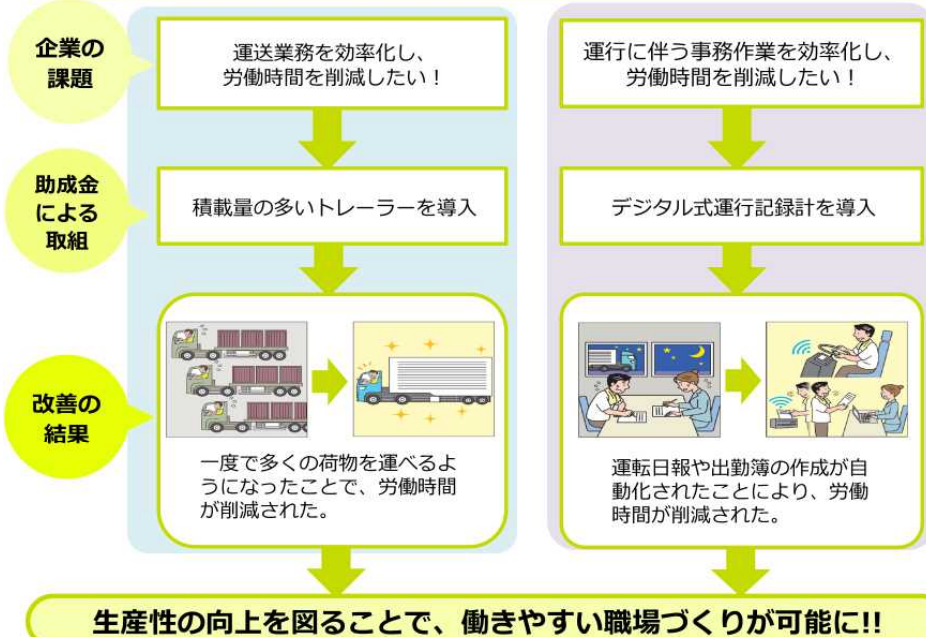


令和7年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（運送業等）のご案内



このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む、**自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主**の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの
労働局雇用環境・均等部
(室)に提出
(締切: 11月28日(金))

交付決定後、提出した計画に
沿って取組を実施
(事業実施は、令和8年1月
30日(金)まで)

労働局に支給申請
(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または令和8年2月6日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月28日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している
「申請マニュアル」や「申請様式」は、
こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も
可能です。詳しくはこちらから。
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



(2025. 4)

業種別課題対応コース（運送業等）の助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主が対象です。
なお、選択する成果目標に応じて、下記1～3以外に
も要件が設定されています。

詳しくは「働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）申請マニュアル」をご参照ください。

【対象事業主の要件】

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。

(※1) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
 - ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
 - ③ 外部専門家によるコンサルティング
 - ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - ⑤ 人材確保に向けた取組
 - ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
 - ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)
- (※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。
- (※3) 長時間労働恒常化要件に該当する場合は、パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用等が対象となります。詳しくは申請マニュアル等をご確認ください。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、目標達成を目指して「助成対象となる取組」を実施してください(※4)。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減
- ② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入
- ③ 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入
- ④ 10時間以上の勤務間インターバルの導入

(※4) 上記①から④の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上5%以上または7%以上引き上げること成果目標に加えることができます。

助成上限額と助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、左記「助成対象となる取組」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した左記「成果目標」に設定された、下記1から4までの助成上限額に、下記5の上限額への加算額を合計した金額
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※5)を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

(※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。

1. 成果目標①の上限額(※6)

事業実施後の設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

(※6) 成果目標①を令和6年度に選択して支給を受けた事業主の場合、さらに下の区分に設定時間数を縮減した場合の上限額は100万円。(更なる削減を目標とした上で、設定時間数を同一区分内に維持等した場合の助成上限額は一律25万円)

2. 成果目標②の上限額: 25万円

3. 成果目標③の上限額: 25万円

4. 成果目標④の上限額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休息時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

休息時間数(※7)	1企業当たりの上限額(※8)
10時間以上11時間未満	150万円
11時間以上	170万円

(※7) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

(※8) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上記の表の1/2が上限額となります。

5. 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算

常時使用する労働者数が30人を超える場合は、達成した成果目標の助成上限額に、下記の表の上限額が加算されます(※4、9、10)。

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円(上限60万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)
7%以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円(上限360万円)

(※9) 常時使用する労働者数が30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の2倍の上限額が加算されます。

(※10) 賃上げ額そのものを助成するものではありません。

5. 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトについて

- 「自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト」に新たなコンテンツ「物流情報局」を設け、トラックドライバーの長時間労働の是正や賃上げに向けて、物流改正法や標準的運賃なども含めた物流に関する最新情報を発信している。

(ポータルサイト)



荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！

「物流情報局」OPEN



2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、

「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」

内に **物流情報局** を開設しました。



▲荷主の方



▲事業者の方

トラックトップページ

いま、考えてみませんか？
**物流を支える
トラック運転者
のこと。**

新規OPEN!!

物流情報局
NEW

● 荷主の皆さまへ
● 事業者の皆さま
(トラック運転者の皆さま) へ

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター
たしかめたん

- 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応
 - 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
 - 標準的運賃
 - トラックGメン など
- 今後施行される法令のポイント
 - 改正物流法、関係省令 など
- トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先
 - 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）

法律による上限 特別条項（例外）	年960時間	時間外労働
法律による上限 限度時間（原則）	✓ 月45時間 ✓ 年360時間	
法定労働時間	✓ 1週40時間 ✓ 1日8時間	
1年間（12か月）		

改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

トラック運転者について		2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年の拘束時間		3,516時間以内	原則：3,300時間以内 例外（※1）：3,400時間以内
1か月の拘束時間		293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則：284時間以内 例外（※1）：310時間以内（年6か月まで）
1日の休息期間		継続8時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、 9時間を下回らない 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）
① 284時間超は連続3か月まで。
② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。▶



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら▼

トラックポータルサイト

「改善基準告示」の解説動画も公開中!!



改善基準告示についても、解説テキストと解説動画を掲載。

トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準
学習テキスト

解説動画

この学習テキストの動画は、令和5年度に作成していますが、「令和6年4月から適用される見直し後の改善基準告示」を前提として作成をしています。

トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版



労働時間等の改善のための基準
学習テキスト

(解説動画)



STOP!

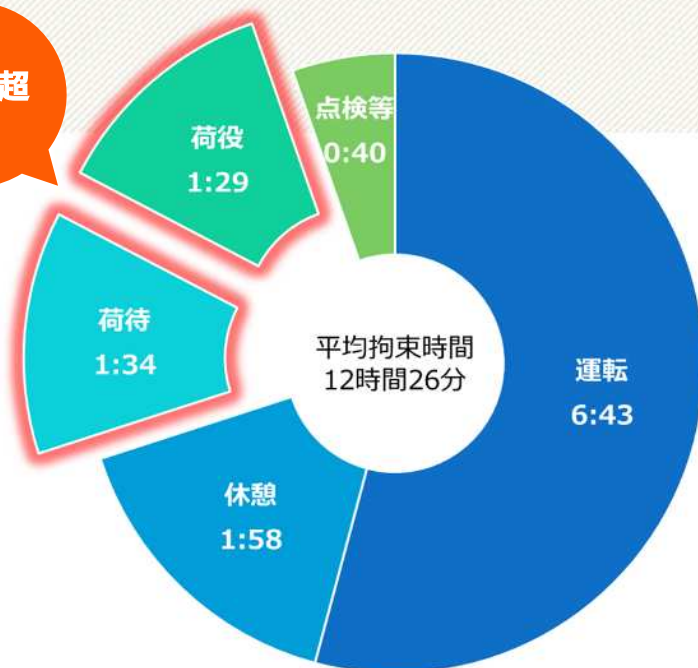


長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動
になくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳

3時間超



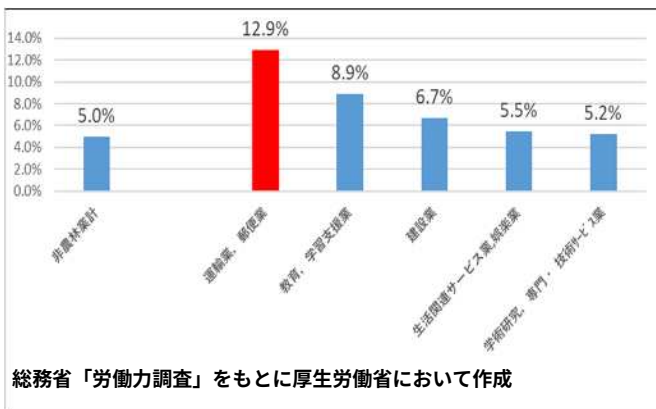
出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査(R2)」

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。



他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

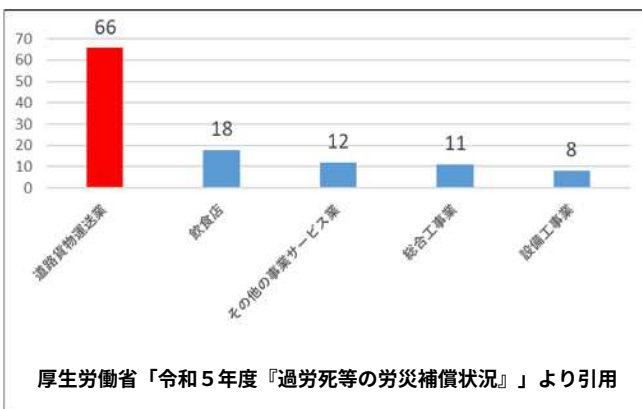
月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（R5年、上位業種）



※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

道路貨物運送業は、他の業種よりも、長時間労働となっている方の割合が高くなっています。

脳・心臓疾患の労災支給決定件数（R5年度、上位業種）



道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多くなっています。

こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行などトラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。



このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより、危機的状況との指摘もあります。

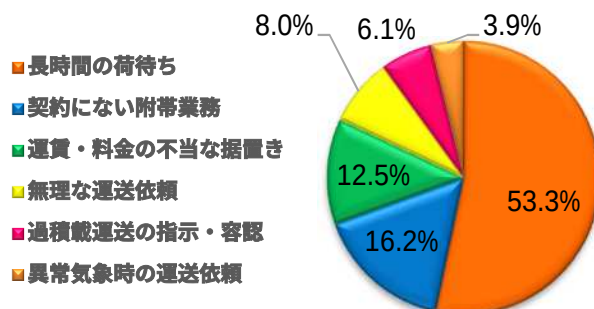


トラックGメンによる「働きかけ」等の中で、荷主都合による「長時間の荷待ち」「契約にない附帯業務」を合計すると、約7割を占めます

こうした状況を踏まると、発着荷主の皆さまにも長時間の荷待ち等の削減に向けた取組を行っていただくことが必要です。

何も対策をしなければ、
2030年には34%の輸送力が不足するかもしれません。

国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為※の割合（R6.6.30時点）



※ 貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1

長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- ・予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
- ・パレット等の活用（発着荷主共通）
- ・納品リードタイムの確保（着荷主）
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定（発荷主） など

「物流の適正化・生産性向上に向けた
荷主事業者・物流事業者の取組に関する
ガイドライン」（2023年6月）



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット
「荷役作業での労働災害を防止しま
しょう！『陸上貨物運送事業における
荷役作業の安全対策ガイドライン』
のご案内」



2

改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。

パンフレット
「トラック運転者の労働時
間等の改善基準のポイント」



※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「トラック輸送の新たな
「標準的運賃」が
告示されました」



「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。

こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主（発荷主・着荷主）と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。

また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、
物流の生産性向上・適正化に向けた

「改正物流法」についてご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「改正物流法」について



お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。

ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！



「物流情報局」OPEN

2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、

「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に **物流情報局** を開設しました。



▲荷主の方



▲事業者の方

トラックトップページ

いま、考えてみませんか？

**物流を支える
トラック運転者**
のこと。

新規OPEN!!

物流情報局

NEW

- 荷主の皆さまへ
- 事業者の皆さま
(トラック運転者の皆さま) へ

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター
たしかめたん



荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックGメン など



今後施行される法令のポイント

- 改正物流法、関係省令 など

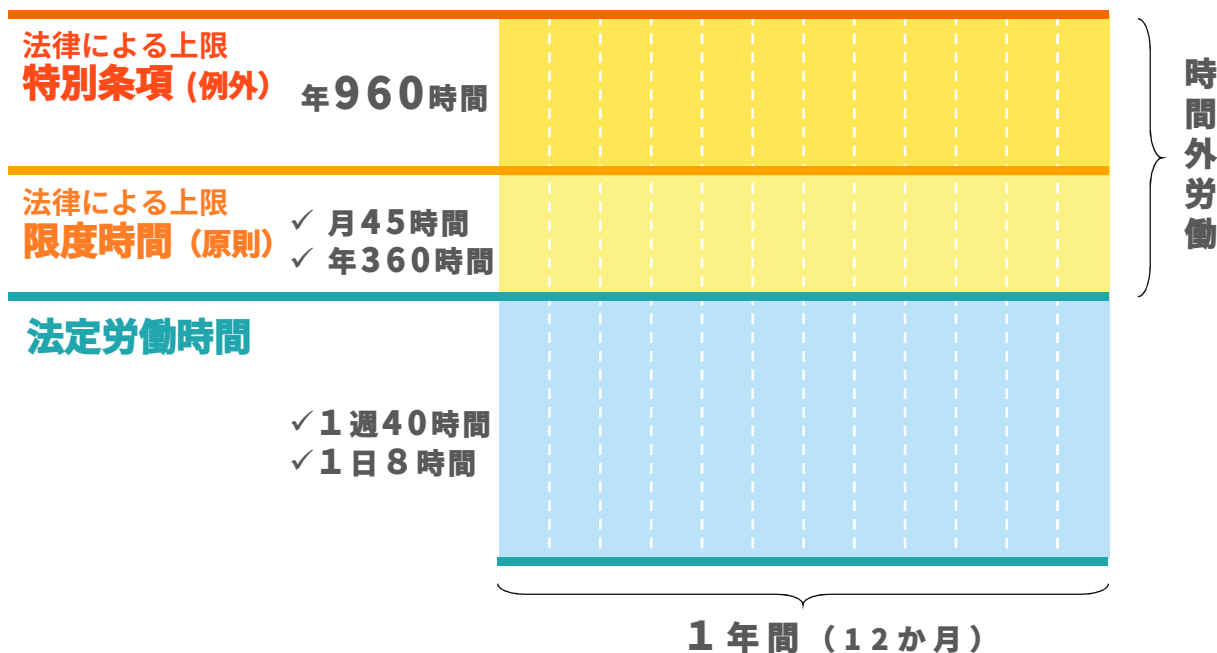


トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）



改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

トラック運転者について

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
 1年の拘束時間	3,516時間以内	原 則： 3,300時間以内 例外（※1）： 3,400時間以内
1か月の拘束時間	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原 則： 284時間以内 例外（※1）： 310時間以内 （年6か月まで）
1日の休息期間	継続8時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）

- ① 284時間超は連続3か月まで。
- ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。➤



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら▼



賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算
(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.4)

岐阜労働局 令和7年死傷災害発生状況 (R7.7月末速報値)

【コロナ感染症を除く。】

労働者死傷病報告による休業4日以上死傷者数です。なお、下段は死亡者数で内数。

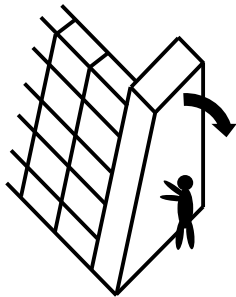
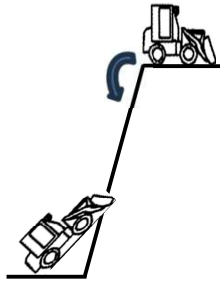
岐阜労働局 健康安全課

業 種	令和7年								令和6年								対 前 年		
	岐阜	大垣	高山	多治見	関	恵那	岐阜八幡	合計	岐阜	大垣	高山	多治見	関	恵那	岐阜八幡	合計	増減数	増減率(%)	構成比(%)
全 産 業	403	192	95	192	138	89	37	1146	394	214	83	180	144	72	22	1109	37	3.3%	100.0%
製 造 業	1	62	27	84	67	26	8	391	106	98	22	81	55	29	7	398	-7	-1.8%	34.1%
(1.1~1.17)	1							1									1	0.0%	33.3%
食料品 (1.1)	31	14	8	13	14	4	1	85	23	22	7	10	5	2	2	71	14	19.7%	7.4%
繊維工業 (1.2)	4	3						7	3	4			1			8	-1	-12.5%	0.6%
衣服その他の繊維製品 (1.3)									2				1			3	-3	-100.0%	0.0%
木材・木製品 (1.4)	2	2	4	1	4	2	1	16	2		3	3	4	1		13	3	23.1%	1.4%
家具・装備品 (1.5)	3	1	5	1				10	3	2	2	1	2			10	0	0.0%	0.9%
パルプ・紙・紙加工品 (1.6)	5	2	1	8	3	1		20		10	1	2	1	5		19	1	5.3%	1.7%
印刷・製本業 (1.7)	1	1						2	1	3		1			2	7	-5	-71.4%	0.2%
化学工業 (1.8)	9	4	3	4	3	3		26	9	14	4	4	5	4	1	41	-15	-36.6%	2.3%
窯業土石製品 (1.9)	3	4		33		4		44	6	10	1	27	2	3	1	50	-6	-12.0%	3.8%
鉄鋼業 (1.10)	4	1		4	1			10	2			4	1	1		8	2	25.0%	0.9%
非鉄金属 (1.11)		1		2	3	3		9				3		1		4	5	125.0%	0.8%
金属製品 (1.12)	13	8		5	17	3	2	48	25	13	1	3	14	5	1	62	-14	-22.6%	4.2%
一般機械器具 (1.13)	13	1		1	5			20	4	7		4	11	1	1	28	-8	-28.6%	1.7%
電気機械器具 (1.14)	3	3	2	4	3	3	1	19	1	4		3	1	2	1	12	7	58.3%	1.7%
輸送用機械等 (1.15)	14	8		7	10	2	3	44	13	4	2	7	3	1		30	14	46.7%	3.8%
電気・ガス・水道業 (1.16)	2	1			1			4				1				1	3	300.0%	0.3%
その他の製造業 (1.17)	10	8	4	1	3	1		27	12	5	1	8	4	1		31	-4	-12.9%	2.4%
鉱 業	1	1	1			1		4		2	1					3	1	33.3%	0.3%
(2.1~2.3)																	0	0.0%	0.0%
建 設 業	44	18	9	15	13	10	3	112	40	19	17	14	18	8	2	118	-6	-5.1%	9.8%
(3.1~3.3)			1	1				2	1		2					3	-1	-33.3%	66.7%
土木工事業 (3.1)	11	7	7	6	5	4	1	41	14	2	8	3	4	2	1	34	7	20.6%	3.6%
建築工事業 (3.2)	24	4	1	6	5	3	2	45	22	12	6	7	9	4	1	61	-16	-26.2%	3.9%
木造家屋建築工事業 (3.2.2)	8	2			1		2	13	4	1		3	3	2		13	0	0.0%	1.1%
その他の建設業 (3.3)	9	7	1	3	3	3		26	4	5	3	4	5	2		23	3	13.0%	2.3%
運 送 業	45	15	7	16	7	5	1	96	54	26	3	14	12	4	1	114	-18	-15.8%	8.4%
(4~5)								1	1				2			4	-4	-100.0%	0.0%
陸上貨物運送事業 (4.3~5.1)	41	14	7	15	7	4	1	89	45	24	3	13	12	3	1	101	-12	-11.9%	7.8%
農林・畜産・水産業 (6~7)	12	6	10	2	10	6	5	51	8	5	8	1	9	3	5	39	12	30.8%	4.5%
林 業	4	2	10		9	3	2	30		1	7		5	2	5	20	10	50.0%	2.6%
(6.2)																	0	0.0%	0.0%
商業等の事業 (8~17)	184	90	41	75	41	41	20	492	186	64	32	70	50	28	7	437	55	12.6%	42.9%
商 業	80	33	7	20	20	16	5	181	55	27	6	27	15	9	3	142	39	27.5%	15.8%
小売業 (8.2)	53	19	5	14	16	14	3	124	40	18	3	24	10	9	3	107	17	15.9%	10.8%
金融広告業 (9.1~9.2)	4	1		2		1		8	4	1			2	2		9	-1	-11.1%	0.7%
映画・演劇業 (10.1)																	0	0.0%	0.0%
通信業 (11.1)	16	4	6	7	1	3		37	12	2		4	7	1		26	11	42.3%	3.2%
教育研究 (12.1)	5	1	1	1	1	2	1	12	5	2		4	2	1		14	-2	-14.3%	1.0%
保健衛生業 (13.1~13.3)	33	30	9	17	10	9	4	112	45	10	11	15	12	7	2	102	10	9.8%	9.8%
社会福祉施設 (13.2)	24	25	8	13	6	9	2	87	35	8	8	11	9	7	2	80	7	8.8%	7.6%
接客娯楽 (14.1~14.3)	17	6	9	19	2	7	9	69	29	7	10	13	3	3	1	66	3	4.5%	6.0%
旅館業 (14.1)	5	2	6	2				15	3		9		1	1		14	1	7.1%	1.3%
飲食店 (14.2)	10	3	3	4	2	1	2	25	22	4		3	1	1		31	-6	-19.4%	2.2%
ゴルフ場 (14.3.1)				12		6	1	19	1	1		10	1	1	1	15	4	26.7%	1.7%
清掃・と畜業 (15.1)	16	6	4	6	5	2	1	40	16	9	3	3	4	3	1	39	1	2.6%	3.5%
官公署 (16.1)		2		1				3									3	0.0%	0.3%
その他の事業 (17)	13	7	5	2	2	1		30	20	6	2	4	5	2		39	-9	-23.1%	2.6%
																	0	0.0%	0.0%

令和7年の死亡災害発生状況(速報)

令和7年7月31日現在

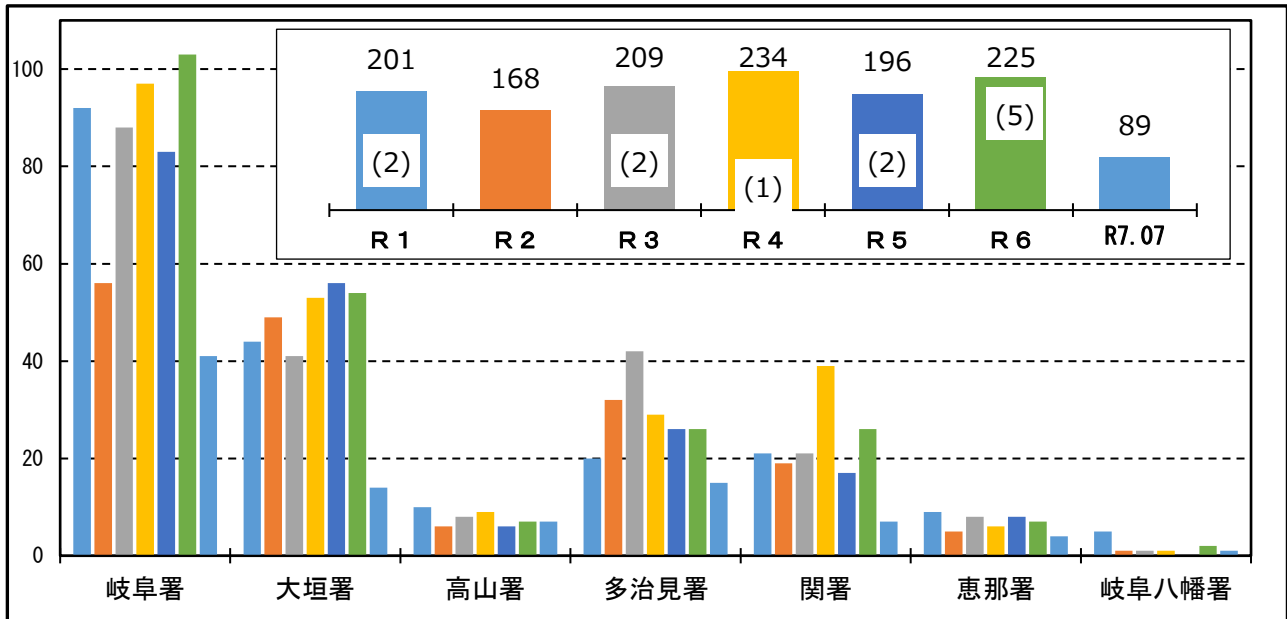
事故の型： 墜落、転落1人、崩壊、倒壊1人、はさまれ・巻き込まれ1人、

番号	発生月	業種	性別	職種	年齢層	災害発生の概要 (概要の内容は、同種災害防止の見地等から編集を加えています。)	略図 (同種災害防止の見地等から編集を加えています。)	事故の型	起因物
1	5月	河川土木工事業	男性	土木従事者	50代	河川護岸工事のブロック積み施工中、端部に高さ3mの小口止めを既製品とコンクリート打設により設置し、コンクリート型枠を解体していたところ、小口止めが倒れて下敷きになった。 同種災害を防止するための対策例 ・設計段階で、安全な施工ができるように、小口止めの倒壊防止対策を考慮した施工方法を検討すること。 ・安全な作業方法を定め、作業者に周知・徹底すること。		崩壊・倒壊	建築物・構築物
2	5月	その他の土木工事業	男性	土木従事者	50代	林道上の土砂及び落石の除去作業中、被災者が運転していたトラクター・ショベルの後輪が脱輪し、約15m下の河川に転落した。 同種災害を防止するための対策例 ・重機作業で路肩に近づく場合は、誘導者を配置すること。 ・作業場所の広さ等に応じて、適切な重機を使用すること。		墜落・転落	整地・運搬・積み込み用機械
3	5月	その他の金属製品製造業	男性	管理者	70代	被災者は駐車場に社用車を駐車した際に、車止めよりも手前で停車してしまったため、車両から降り、車両の後方を確認していたところ車両が動き、駐車場の壁と車両にはさまれた。 同種災害を防止するための対策例 ・自動車から降りる際には、シフトをパーキングに入れ、サイドブレーキを確実にかけること。		はさまれ・巻き込まれ	乗用車・バス・バイク

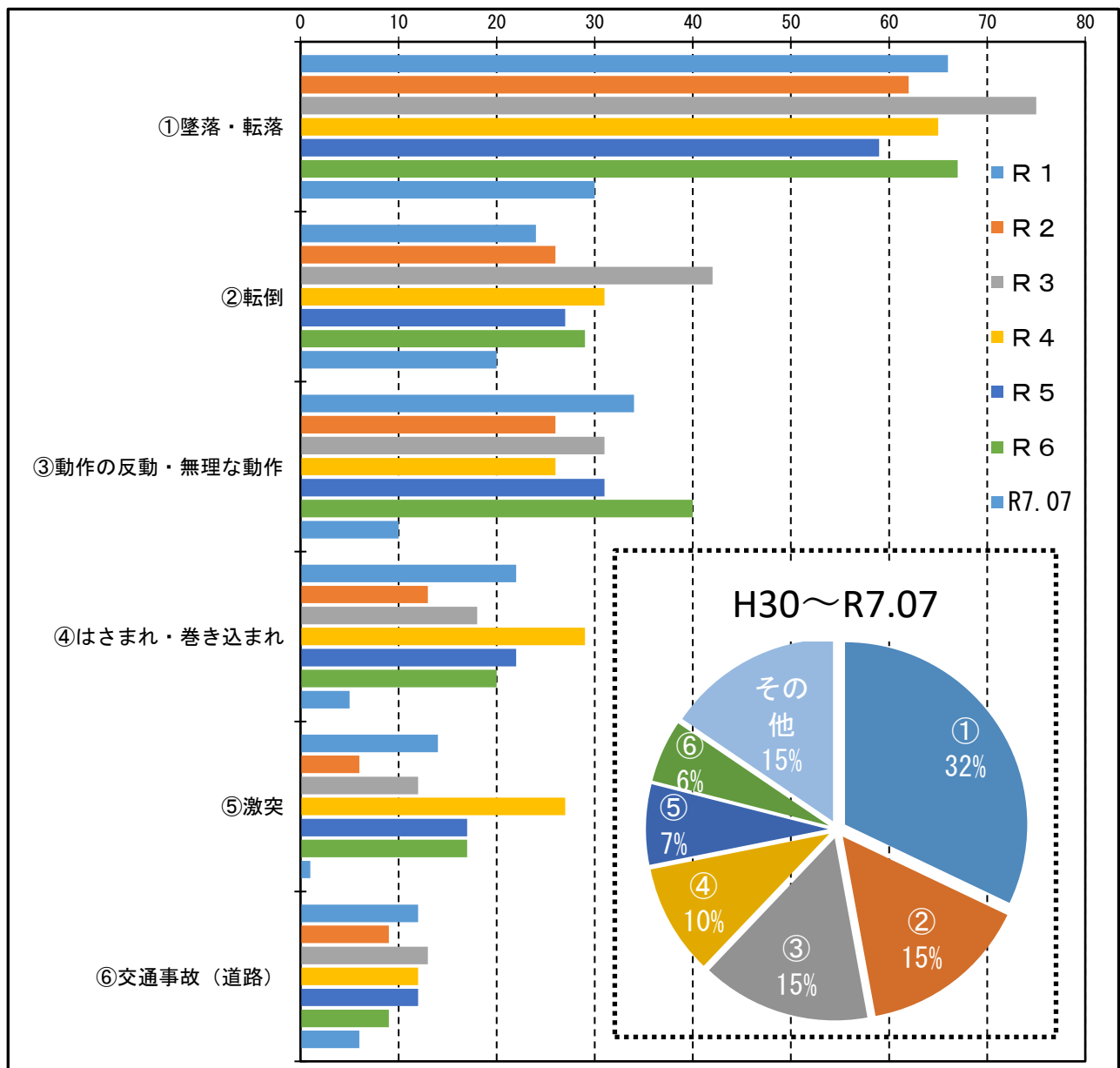
岐阜労働局 陸上貨物運送事業 労働災害発生状況 (H30～R6. R7. 07速報値)

監督署別

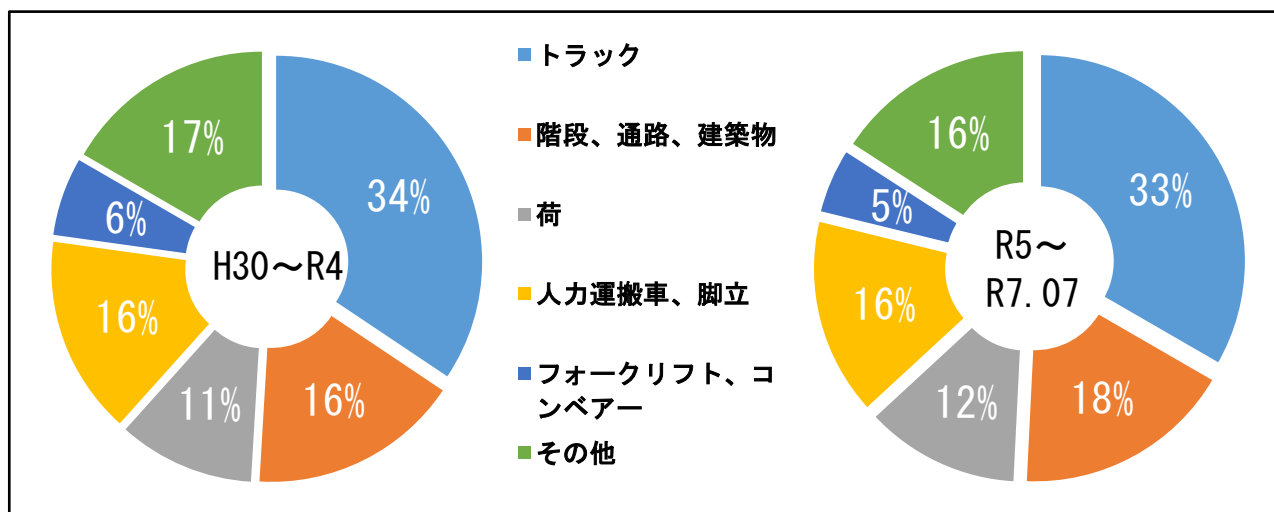
【コロナ感染症によるものを除く。】



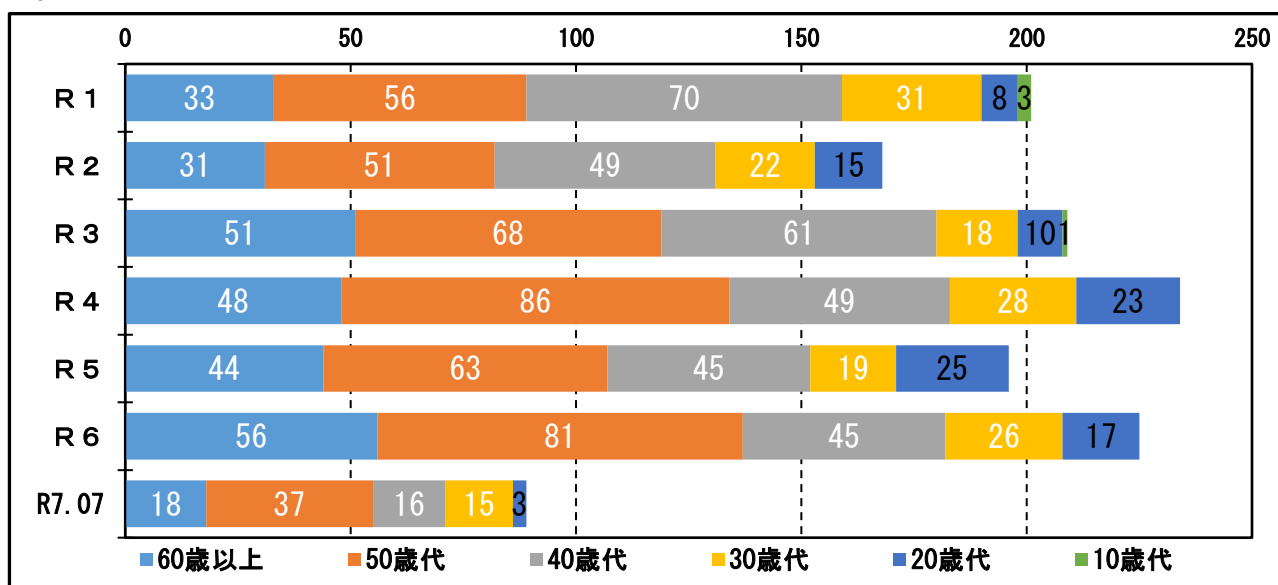
事故の型別



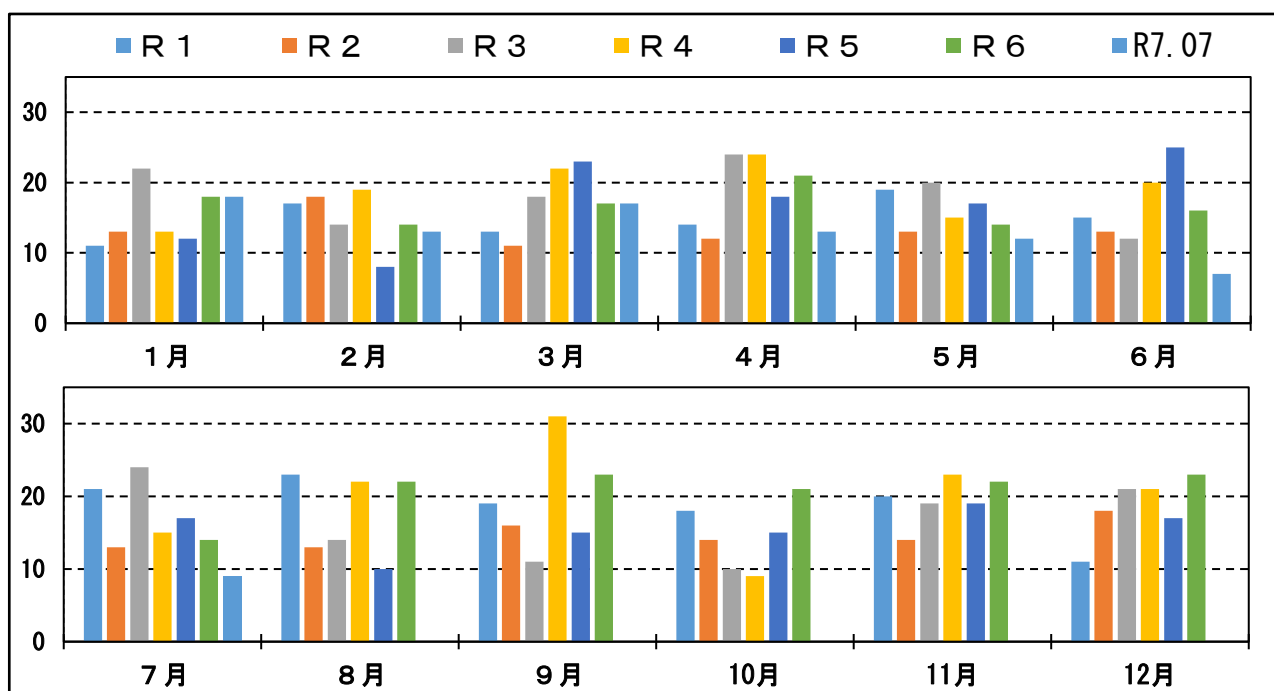
起因物別



年齢別



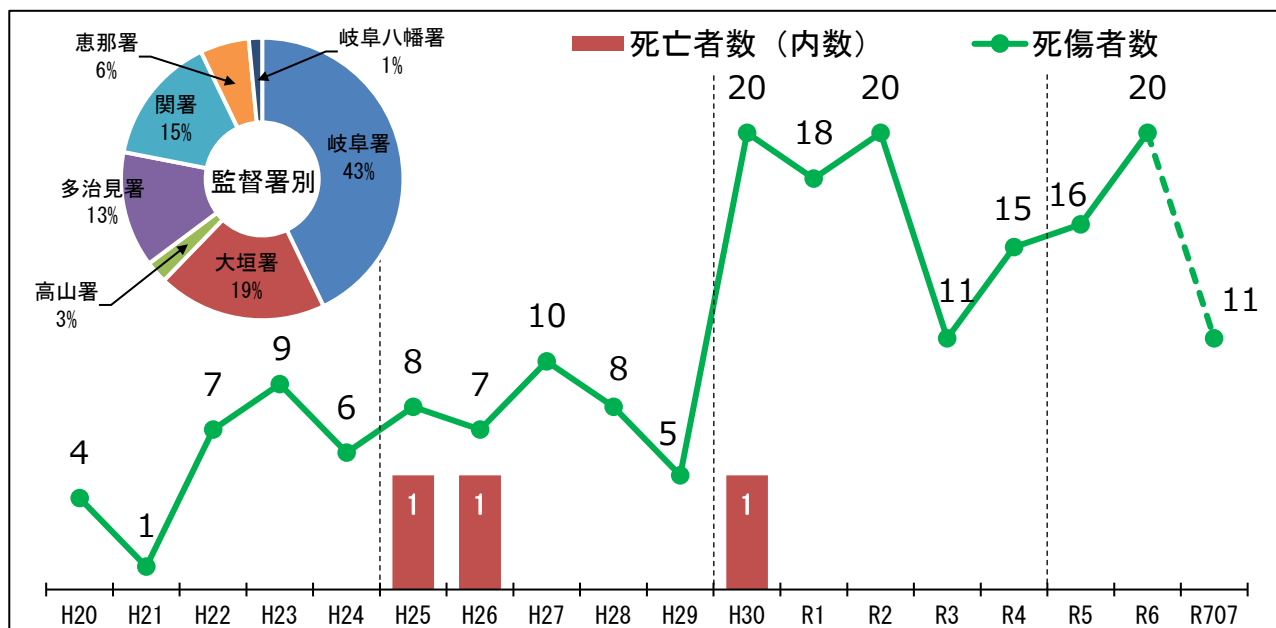
月別



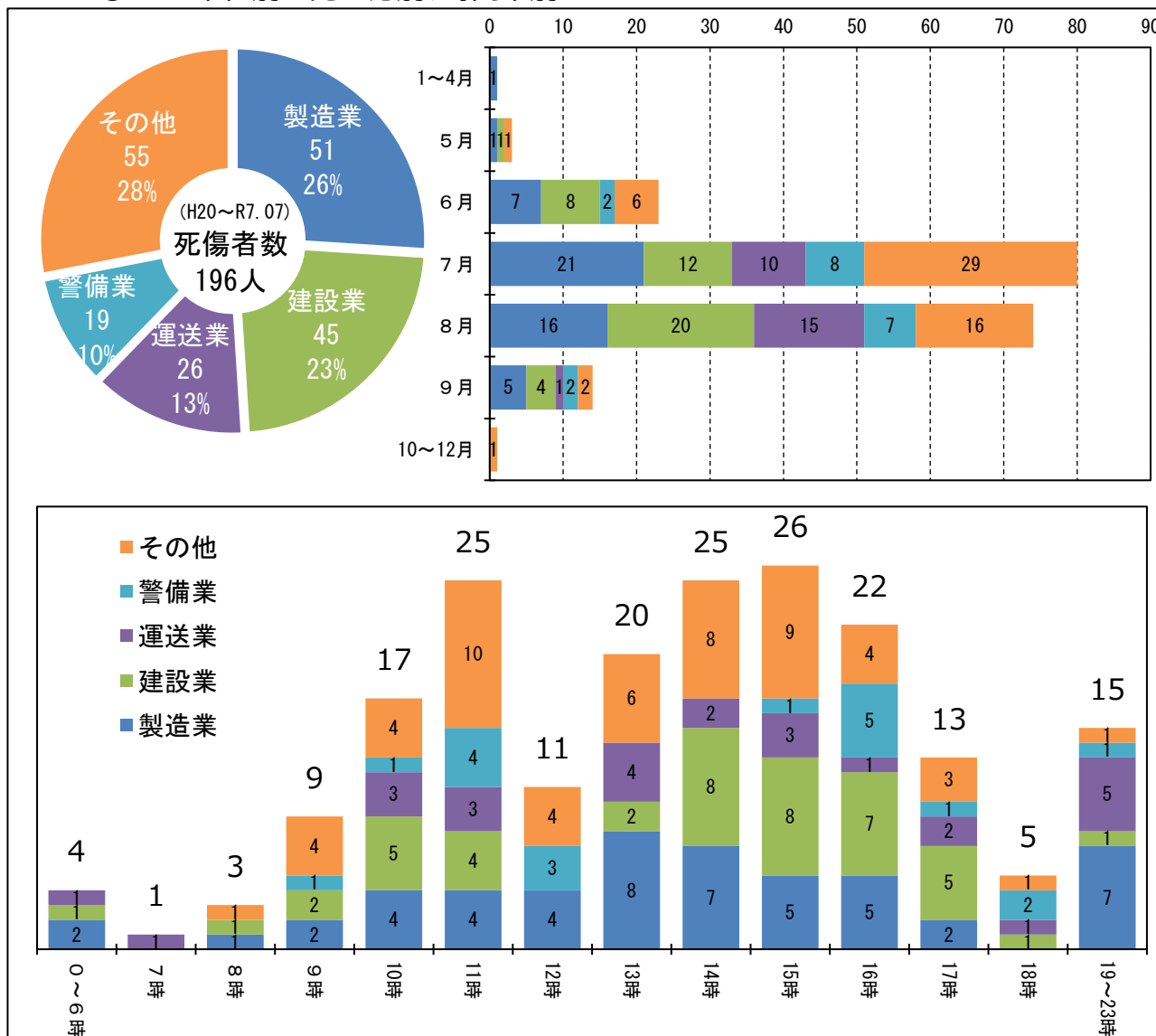
岐阜労働局内の熱中症による労働災害発生状況（H20～R7）

（※労働者死傷病報告による集計。R 7はR7.07月末速報値。）

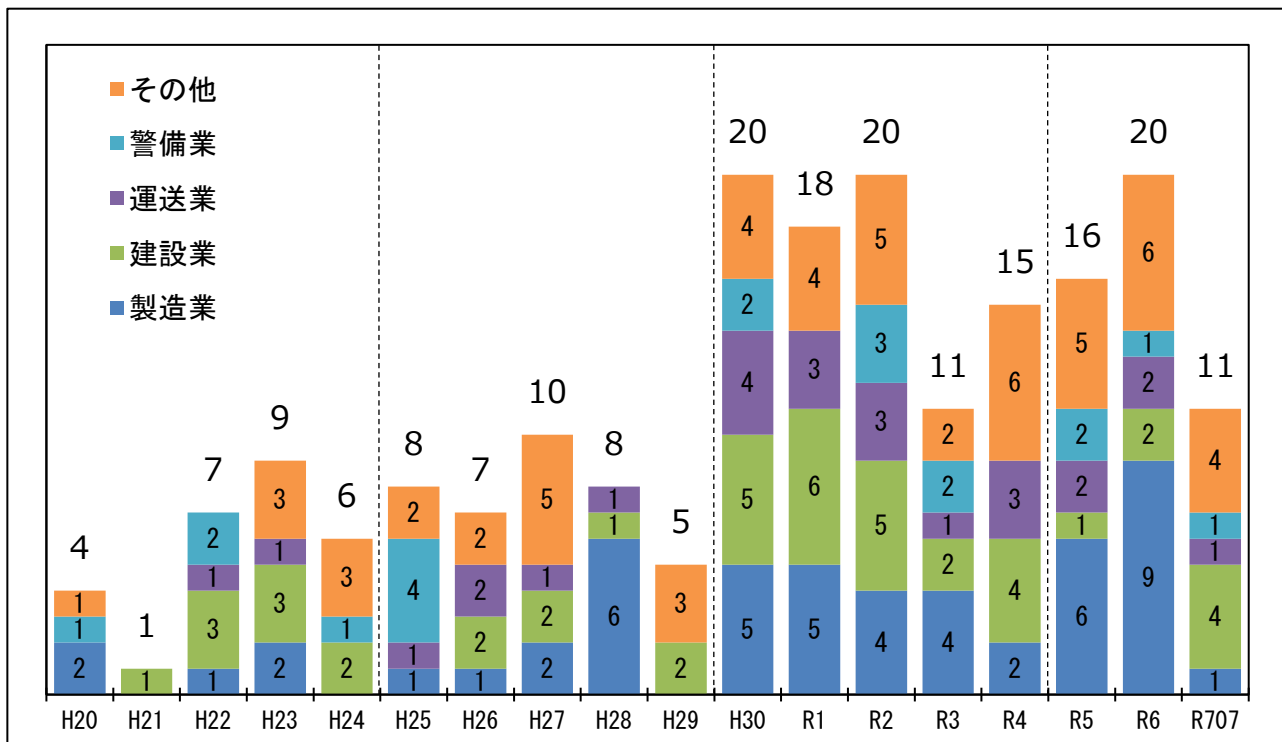
グラフ① 発生年別



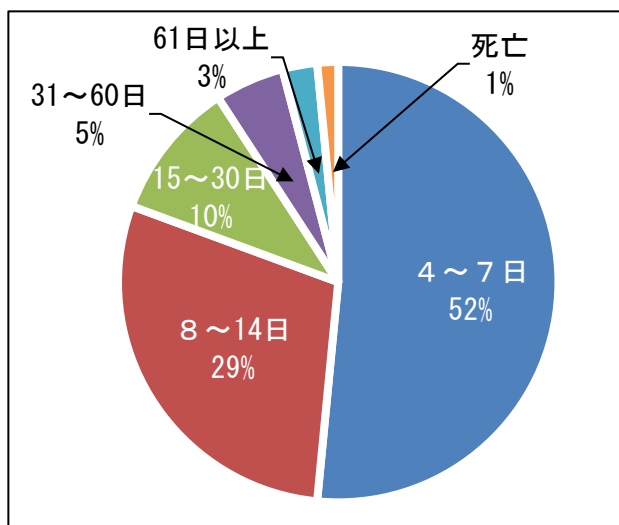
グラフ② 主な業種別の発生月別、時間帯別



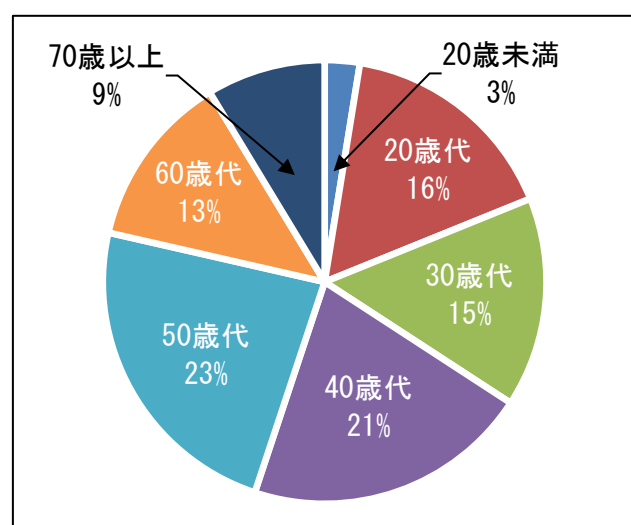
グラフ③ 発生年別の業種別



グラフ④ 休業見込別



グラフ⑤ 年齢別



(岐阜労働局 熱中症による死亡災害の概要)

H25年7月 19:00
運送業 運転手(70歳代)
トラック運転中、熱中症により意識が朦朧となり、対向車線にはみだして対向車に接触したものの。

H26年7月 14:20
建設業 作業員(30歳代)
建築現場で配管作業中に、熱中症により意識を失ったもの。

H30年8月 16:20
建設業 作業員(40才台)
解体工事現場で作業中に、熱中症により救急搬送されたもの。

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

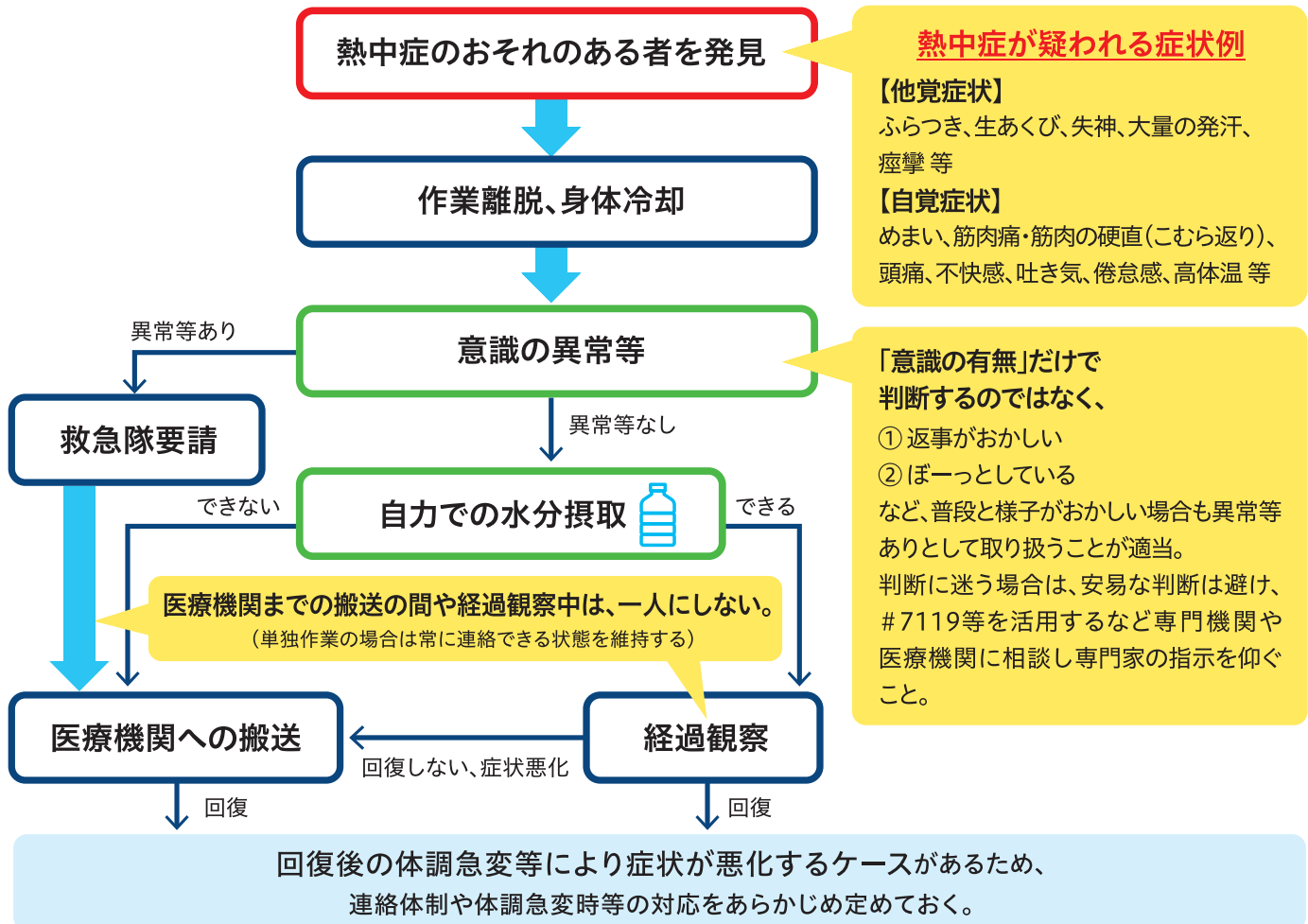
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

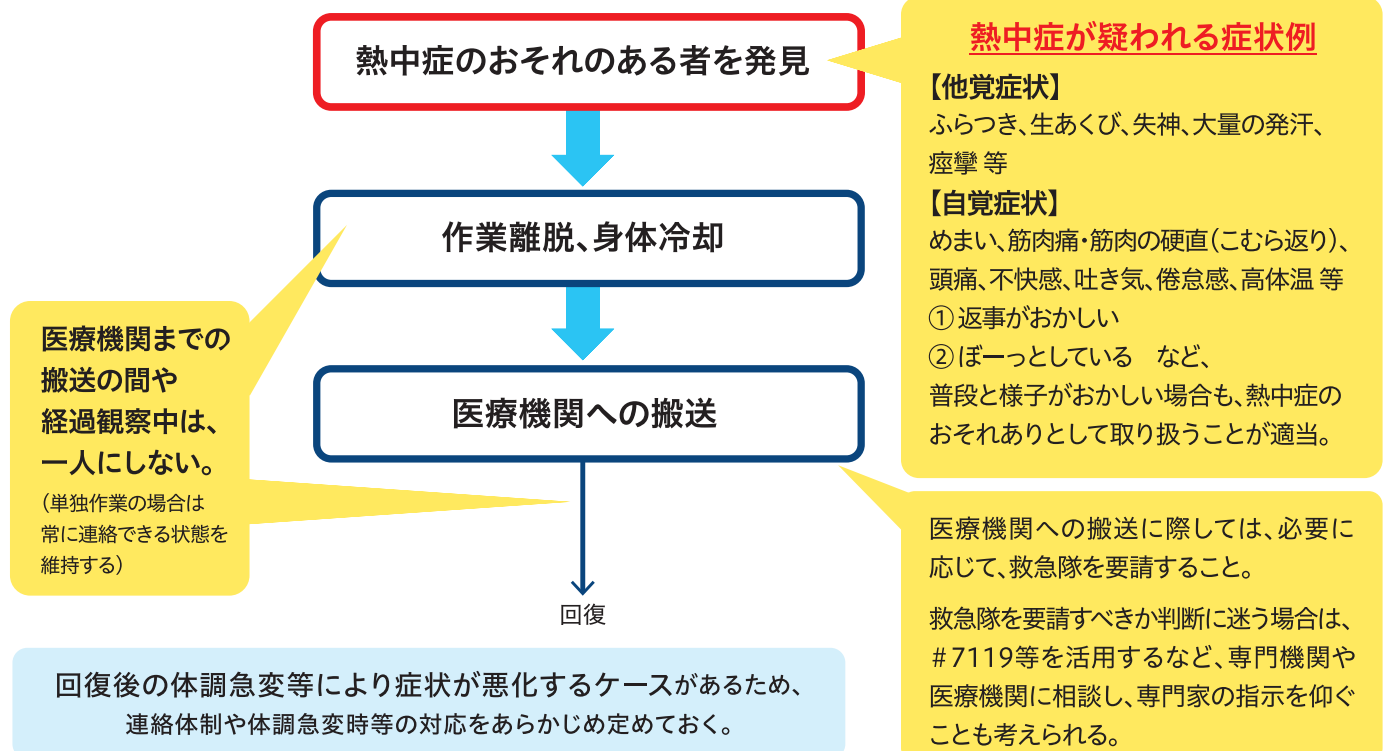
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



令和7年度 全国労働衛生週間 実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 76 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

他方、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数は、令和 6 年度には 1,296 件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。また、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は令和 6 年度には 1,055 件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が必要となっている。

特に、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進が重要である。

化学物質による健康障害防止については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS 分類）の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度（自律的管理）が令和 6 年度に全面的に施行されている。今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第 14 次労働災害防止計画（以下、「14 次防」という。）において、令和 5 年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労

働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計 8 つの重点を定め、労働災害防止対策を進めており、今年度で 3 年目を迎える。

これらに加え、令和 7 年 5 月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数 50 人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられた（施行日は公布後 3 年以内に政令で定める日）。また、危険性・有害性情報の通知義務（SDS の交付等の義務）に罰則を設けることや、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されている。

さらに、令和 7 年 6 月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされた（施行日は令和 8 年 4 月 1 日）。

また、職場における熱中症による死亡者数が 3 年連続で 30 人を超えている状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和 7 年 6 月 1 日に施行されたところである。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

3 期 間

10 月 1 日から 10 月 7 日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間とする。

4 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者 各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

(1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。

- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

(イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルス対策の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労

働者が安心して健康相談を受けられる環境整備

- e ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- i 地域産業保健センター（高ストレス者の医師の面接指導等の産業保健サービス）の活用

(ウ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
- c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
- d 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

(エ) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化、社内における両立支援体制の整備
- d 個人情報保護のための適切な情報管理
- e 両立支援に関する休暇・勤務制度等の整備
- f 両立支援コーディネーターの活用
- g 産業保健総合支援センターによる支援の活用

(オ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項

- a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
- b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
- c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

(カ) 労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策

- a 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- b 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリ

- フトケア）や介護機器等の導入の促進
- (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (キ) 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項
 - a 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - b 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - c 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施
 - d 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮の実施
 - e 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認
- (ク) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ケ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
 - a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
 - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (コ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
 - b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）
 - c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - d 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - e 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
 - f 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

- g リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底
- (サ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の揭示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
 - b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
 - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
 - (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
 - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
 - c 石綿にはく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にはく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
 - d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (シ) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
 - a 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - b 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対

策の強化について」（平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号）に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

イ 労働衛生3管理の推進等

（ア）労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実（総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の選任及びその労働基準監督署への報告の徹底を含む）とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の毎月 1 回以上の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

（イ）作業環境管理の推進に関する事項

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

（ウ）作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

（エ）「職場の健康診断実施強化月間」（9 月 1 日～9 月 30 日）を契機とした健康管理の推進に関する事項

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- e 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

（オ）労働衛生教育の推進に関する事項

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

（カ）「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項

（キ）快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項

（ク）「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項

（ケ）「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項

- a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
- b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進

ウ 作業の特性に応じた事項

（ア）粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9 月 1 日～9 月 30 日）を契機とした「第 10 次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - (d) 離職後の健康管理の推進
 - (e) その他地域の実情に即した事項
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

（イ）電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

（ウ）「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項

- a 騒音健康診断の実施
- b 聴覚保護具の使用
- c 騒音障害防止対策の管理者の選任

（エ）「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項

（オ）「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項

（カ）酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

（キ）建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- a 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における保護具の着用の周知や立入りが禁止された場所への立入禁止の遵守義務等の安全衛生の確保に必要な措置の実施
- b 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- c その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

【資料3】 令和7年度の協議会における取組について

令和7年8月26日

岐阜県トラック輸送における
取引環境・労働時間改善地方協議会事務局

令和7年度の協議会における取組について

2024年4月の時間外労働の上限規制の適用を1つの目標として取り組みを進めてきたが、2024年問題は一過性のものではないため、持続可能な物流の実現に向け、トラックドライバーの長時間労働の改善と生産性向上の必要性について荷主企業・一般消費者の理解を深めるため、継続して周知・啓発活動等を実施していく。

協議会での令和7年度の取組

○トラック運送事業者、経済団体・荷主企業、一般消費者に対する周知・啓発活動

- ・時間外労働上限規制、改正改善基準告示について、説明会の開催、トラック協会広報誌・メールマガジン等により改めて周知【トラック運送事業者】
- ・「物流革新に向けた政策パッケージ」等に関連した制度改正・取組（トラックGメン、標準的な運賃・標準運送約款の改正、関係法令の改正（物流統括管理者の選任、実運送体制管理簿の義務化、書面交付等）、適正運賃収受等）について、説明会等により周知【トラック運送事業者、経済団体・荷主企業】
- ・物流の担い手確保のため、県内高等学校への訪問等の実施【トラック運送事業者、一般消費者】

○荷待ち時間実態調査結果を踏まえた取組の深度化

- ・荷待ち時間実態調査のための手順書の作成と横展開
- ・運送事業者向けと荷主企業向けを想定した調査手法や調査票の更なるブラッシュアップ

協議会スケジュール（案）

・改正物流法公布
（流通業務総合効率化法、貨物自動車運送事業法）

R7.4

協議会
（8月26日）

協議会
（2月頃）

R8.4

取組み内容の検討・調整（※周知・啓発活動は年間を通して実施）

取組みの推進

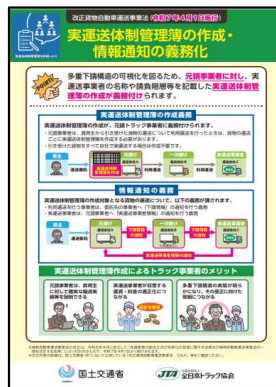
令和7年度の協議会における取組について

トラック運送事業者に対する周知・啓発活動

●これまでの取組

1. 周知

- 改正貨物自動車運送事業法の解説などを配布
- 実運送管理体制簿の作成・情報通知の義務化リーフレット配布
- 運送契約締結時の書面交付義務化リーフレット配布



2. セミナー

改正物流法に関する説明会

開催日：令和7年5月1日

- 講師：中部運輸局自動車交通部貨物課 課長 神戸 英至 氏
内 容：改正貨物自動車運送事業法について
- 講師：中部運輸局交通政策部環境・物流課 課長補佐 細川 純平氏
内 容：新物効法の施行について



●今後の取組（予定）

セミナー

改正下請法（取適法）に関する説明会

開催日：令和7年9月25日

- 講師：公正取引委員会中部事務所
中部経済産業局 取引適正化推進室

内 容：（仮）令和8年1月1日施行予定の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の施行について

トラック・物流Gメンによる周知啓発活動

トラック・物流Gメン制度及び関係法令の制度改正に係る周知等を目的として、トラック運転者及び荷主等企業への調査活動等を実施

具体的な取り組み

取組①

実施日時：令和7年5月8日（木） 12:30 ～ 13:30
実施者：岐阜運輸支局、適正化実施機関、中部運輸局（計8名）
対象者：トラック運転者
実施場所：名神高速・養老サービスエリア（上下線）
実施概要：トラック運転者24名に対する聞き取り調査
（Gメン活動周知及び違反原因行為の情報）を実施



取組②

実施日時：令和7年7月15日（火） 9:00 ～ 15:00
実施者：岐阜運輸支局、中部運輸局（計2名）
対象者：荷主等企業
実施場所：岐阜県西濃地域
実施概要：9事業所をノンアポイントで訪問し、
Gメン活動及び物流改正法の法改正等を周知



取組③

実施日時：令和7年8月1日（金） 9:30 ～ 16:00
実施者：岐阜運輸支局、適正化実施機関、中部運輸局（計6名）
対象者：荷主等企業
実施場所：岐阜県中濃
実施概要：23事業所をノンアポイントで訪問し、
Gメン活動及び物流改正法の法改正等を周知

調査票のブラッシュアップ

調査票

社名 _____ 令和 年 月 日(曜日)

運転者名 _____ 車両番号 _____

【業務等の種別】 ※1

(例) ①到着指定時間 ⑥取卸し作業 ⑦伝票発行 ⑧退門 ⑨荷待ち ⑩付帯業務

②現地到着 ③入門(受付) ④検査 ⑤積み込み作業

※2

0:00 1:00 2:00 3:00 4:00 5:00 6:00

業務時間及び種別 ()

荷主名等 備考※3

6:00 7:00 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00

業務時間及び種別 ()

荷主名等 備考※3

12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00

業務時間及び種別 ()

荷主名等 備考※3

18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00

業務時間及び種別 ()

荷主名等 備考※3

【記入例】

0:00 1:00 2:00 3:00 4:00 5:00 6:00

業務時間及び種別 ()

荷主名等 ○○商店、○○物流センター 等 備考 ⑨ ① ③ ④ ⑤ ⑩ ⑨ ⑥ ⑦⑧

② ⑩着荷主構内にて仕分け作業有

手順書

「荷待ち時間等調査票」作成にかかる手順書

※1 (例)を参考に、①～⑩に業務等の種別を記載。(例と異なる記載も可能)

※2 調査票下部の記入例を参考に、実施した業務等を記載。(1枚で24時間分記載可能)

※3 ⑩付帯業務を行った場合は、備考に具体的な当該付帯作業の内容を記載。

(付帯業務とは、「荷造り」、「仕分け」、「検収・検品」、「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」、「はい作業」等をいう。)

荷造り	貨物を梱包等する作業
仕分け	貨物を目的地や種類別に分けて整理等する作業
検収・検品	貨物を受け取り、内容が正確かどうかを確認等する作業
横持ち	工場や倉庫、物流センターなど社内の拠点間で行う貨物輸送等のこと
縦持ち	建物の上階と下階や地上の間で荷物を行き来させる上下移動等のこと
棚入れ	貨物を棚に収納等する作業
ラベル貼り	シールやラベルを製品に貼りつける等作業
はい作業	倉庫等において箱等を一定の方法で規則正しく積み上げたり崩したりする等作業

取組の深度化

- ・ 作成した手順書の横展開
- ・ 運送事業者向けと荷主企業向けを想定した調査手法や調査票の更なるブラッシュアップ